

～特集～

第6回法整備支援連絡会

国際協力部教官
廣上克洋

1 開催状況

- (1) 日 時 平成17年1月14日（金）午後1時30分から午後5時30分
- (2) 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
- (3) 次 第 後掲資料の「プログラム」参照

2 本連絡会開催の経過

法整備支援連絡会は、平成12年1月に法務省大会議室において開催して以来、毎年度に1回ずつ開催しており、回を重ねて今回で第6回となりました。今回も前回と同様に、法務総合研究所が、独立行政法人国際協力機構との共催により、最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て開催し、多数の方々の御出席をいただきました。

第1回の法整備支援連絡会を開催した以降、平成13年4月には、法務総合研究所に国際協力部が新設され、同年12月には、新築された大阪中之島合同庁舎に国際協力部が移転したことにより、第4回の連絡会からは開催地が東京から大阪へと変わりました。また、この間にJICAは国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構となり、平成16年4月には組織改革が行われ、法整備支援を担当する社会開発部ガバナンス・ジェンダーチームが新設されました。これらの動きは、我が国の法整備支援活動が、支援対象国と支援対象分野において着実に拡大していくのに併行して行われた組織改革であり、本会議で取り扱われるテーマについても、現実に直面する様々な課題が取り上げられて情報交換を行うようになってまいりました。前回までの連絡会の経過については、昨年度の本会に関する特集において取りまとめていきますので（ICD NEWS 第14号13頁以下），御参考ください。

ところで、我が国の法整備支援は、市場経済化を促進しているアジアの開発途上諸国から要請を受けて、これらの国々の社会・経済情勢に即した法令の整備と、その運用に携わる司法関係者的人材育成とをいわば2本柱として実施されてきています。

このうち、法令整備の分野において、最も中心的活動であるというべき起草支援に関しては、平成16年6月、ベトナム社会主義共和国において、これまで我が国が支援を行ってきたベトナム民事訴訟法が国会で可決されて成立し、起草支援活動では初めての成果が達成さ

れるという記念すべき年となりました。

そこで、今回の連絡会では、ベトナム民事訴訟法の起草支援活動を1つのテーマとして取り上げ、その起草過程をベトナム側の立場と起草支援を行った日本側の立場からそれぞれ検証しながら、我が国の起草支援の成果を評価するとともに、支援の方法や在り方に関する課題も含めて、率直な情報交換を行うことにしました。講演者として、法務総合研究所が招へいしたベトナム側の起草責任者であったダン・クアン・フォン最高人民裁判所副長官、日本側から起草支援を実施したベトナム民事訴訟法共同研究会座長吉村徳重九州大学名誉教授と、同研究会委員井関正裕関西大学法科大学院特別任用教授にお願いしました。講演者の方々からは、大変興味深く、かつ有益な御講演をしていただき、会場からは、多数の御質問が提起され、フォン副長官にも逐一丁寧にお答えいただきましたので、予定時間をはるかに超過するほど盛況な講演となりました。

また、法整備支援活動において起草支援と並ぶもう1つの重要な柱である人材育成の観点からは、カンボジアにおける法曹養成支援活動を取り上げ、弁護士養成等に関する支援活動を行っておられる日本弁護士連合会から国際室長矢吹公敏弁護士と、王立司法官職養成校において、裁判官・検察官の養成に関する支援を開始した法務総合研究所から国際協力部三澤あずみ教官が、それぞれ現地での支援の背景・経緯、さらに現在に至る最新の情報まで御報告をしていただきました。進行の都合上、会場から御報告に対する質疑をしていただく時間が残念ながら残っておりませんでしたが、わかりやすく御報告をしていただき、実務家養成という人材育成の支援活動について、有益な情報を提供していただきました。

3 本連絡会について

(1) ベトナム民事訴訟法起草支援

昨年6月に成立し、本年1月1日から施行されたベトナム民事訴訟法は、従来、複数の国会令に基づいて運用されてきた民事訴訟について、初めて法律レベルで規範を設けたものであり、同法の規定の対象には、日本では「非訟事件」とされる類型の事件処理手続も含まれています。

フォン最高人民裁判所副長官の御講演におけるお言葉を引用すれば、今回の法制定の目的は、現在のベトナムの実情からの要請に応えるとともに、民事訴訟法の持続的発展という要請にも応えながら、国際化の潮流に符合させるということであり、その内容の調整には、相当困難を伴ったことが容易に想像される一大事業であったことが分かります。

今回のベトナム民事訴訟法制定については、外国や国際機関からの支援がなされていますが、我が国の支援については、フォン副長官も、支援の内容や効率から高く評価されており、現地でのセミナー開催、本邦研修の実施、さらにはJICAネットを利用したテレビ会議方式でのセミナー開催といったあらゆる手段を適時に講じてきた結果が評価されたものといえましょう。もちろん、我が国からのこのような支援をしていただいた吉村徳重先生、井関正裕先生、酒井一先生におかれでは、ベトナム側の起草作業や法案の国会審議のペースに合わせて、限られた準備時間内で有効かつ的確な御助言をベトナム側にしていただいたことが、

フォン副長官を始めとするベトナム側から厚い信頼を受けて高く評価されていることは言うまでもありません。

ベトナム民事訴訟法の内容については、本会の各御講演において詳しく触れられていますので、ここでは全てを要約しませんが、一例を挙げれば、近代民事訴訟における基本原則の一つであり、私的自治の原則に根ざす処分権主義や弁論主義に基づく様々な制度・手続を、ベトナム側がどこまで採用するかについては、我が国側から支援内容を検討する際には、どの程度の先までの将来を見据えて立法するのかという目標の設定の難しさがあり、言い換えるれば、ベトナムの最高人民裁判所や国会の立法政策論に関わる事柄であり、ベトナムの立法過程の把握が困難であったために、我が国の支援がより試行錯誤的になったともいえましょう。そのような状況であったにもかかわらず、吉村先生を始めとするベトナム民事訴訟法共同研究会の各委員の方々には、何度も現地に足を運んでいただいてセミナーを開催したり、本邦研修やテレビ会議といった手段を講じて、ベトナム民事訴訟法案がベトナムの国会で審議される最後の段階まで粘り強く助言を行っていただいたのであり、改めて敬意を表したいと思います。

ベトナム民事訴訟法案の起草責任者であった最高人民裁判所のフォン副長官は、日本側研究会の委員の説明や解説を十分に理解され、草案にも日本側の意見を反映させるなどされました、結局は、国会審議過程において、ベトナムの社会経済の発展状況を考慮するなどした立法政策によって、色々な調整がなされたということであり、ベトナムにおける立法過程について、率直な御説明をしていただきました。この場をお借りして、フォン副長官に改めて御礼を申し上げます。

一方、支援の方法論から見ますと、吉村先生が御講演で言及されているように、反省点も認められると思います。先に触れたとおり、ベトナム側の立法政策が必ずしも把握できていなかつたことに加え、同様の支援をしている他のドナーの意向も十分に判明しない、言い換えれば競合するドナー間の協力関係が未構築であったこと、また、ベトナム側から支援を求められる方法が、論点について日本側のコメントを求めるというものであり、そのコメントの採否は、ベトナム側が総合的に判断するという方法であったため、日本側からすれば、立法の全体的な体系や整合性の調整をとりにくいことがあったこと、他方、我が国内部での支援者の交代に伴う資料の引き継ぎにおいて不備があったことなど、幾つかの問題が指摘されました。これらの点は、ベトナムにおける起草支援に特有の事情も含まれていますし、我が国の支援態勢についての反省点も含まれており、いわば手探りの状態で支援を開始したことを考慮しても、起草支援の方法や在り方に関して参考にすべき貴重な御意見であると思います。

(2) カンボジア法曹養成支援

カンボジアでは、過去の不幸な歴史から、法曹実務家の人員自体が極端に少ない状態から再生の道を歩んでおり、我が国を含む先進国が、法曹実務家の人材育成のために支援活動を継続していますが、その中で、我が国からは、JICAの支援の枠組内で、日本弁護士連合会が、弁護士養成、弁護実務の向上の支援を、法務総合研究所が裁判官・検察官の司法官職養成の

支援を実施している御報告を受けました。

カンボジアでは、裁判官と検察官といった司法官職と弁護士の養成は制度上別々になされていますが、統一的な法曹養成制度を実施している我が国からの支援の観点からは、今後、日本弁護士連合会と法務総合研究所がカンボジアの法曹養成支援の過程で協力をしていくことが必要になってくるものと思います。

(3) 自由討論

星野英一東京大学名誉教授から、中国で開催された中日民商法研究会の御報告があり、中国、韓国及び日本で民法を同一化しようというテーマで議論がなされていること、また、法整備支援活動には、個人レベルで相手国の立法作業に重要な役割を果たしておられる北川善太郎京都大学名誉教授の御活躍を紹介されました。

我が国の法整備支援活動の担い手が、支援対象の拡大に伴い個人にまで及んでいることは、大変心強いことです。これからも、この連絡会が、法整備支援に携わっている方々の幅広い情報交換の機会となり、我が国としての支援の連携にもお役に立てることを期待しています。

(4) おわりに

竹下守夫先生から、本会の最後に、今後の法整備支援活動を巡る課題と対応策について、大変示唆に富む総括・所感をいただきましたので、是非御一読ください。

法整備支援は、対象国や支援活動の領域が拡大し、それに伴って支援の実施主体と支援方法・内容においても多様化しており、本会の限られた時間内では、これらを網羅的に取り上げることはできませんが、今回は、起草支援と人材育成という2つの支援活動の領域の下で、タイムリーなテーマについて、それぞれの責任者の方々から具体的な御講演をしていただきましたので、法整備支援活動の実例として、皆様の御参考に供し、法整備支援の更なる展開に資することを願っています。



(第6回法整備支援連絡会 於：国際会議室)

13:30～13:45	開会あいさつ	
	大塚 清明	法務総合研究所長 1
	岡崎 有二	国際協力機構(JICA)社会開発部長 3
13:45～14:35	講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民法院の役割」	5
	Dr. Dang Quang Phuong (ダン・クアン・フオン)	
	ベトナム最高人民法院副長官	
14:35～15:45	基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	12
	吉村 徳重	
	九州大学名誉教授、広島修道大学法務研究科教授、弁護士、 ベトナム民事訴訟法共同研究会座長	
	井関 正裕	
	関西大学法科大学院特別任用教授、弁護士、元大阪高等裁判所 部総括判事、ベトナム民事訴訟法共同研究会委員	
15:45～16:00	質疑応答	27
16:00～16:15	休憩	
16:15～16:45	報告「カンボジアにおける法曹養成支援」	35
	矢吹 公敏	
	弁護士 日本弁護士連合会国際室長	
	三澤あずみ	
	法務総合研究所国際協力部教官	
16:45～17:15	質疑応答及び自由討論	42
17:15～17:30	総括及び所感	45
	竹下 守夫	
	駿河台大学学長、一橋大学名誉教授 カンボジア民事訴訟法作業部会長	
17:30	閉会	

第6回法整備支援連絡会議事録

平成17年1月14日（金）
13時30分～17時30分

開会

【司会（廣上）】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第6回法整備支援連絡会を開会します。

私は、本日の司会進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の廣上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、法務総合研究所長、大塚清明がごあいさつを申し上げます。

法務総合研究所長あいさつ

大塚清明

【大塚】 ベトナム最高人民裁判所副長官並びに御列席の皆様、第6回法整備支援連絡会の開催に当たり、法務総合研究所を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。



本日は、お寒い中、本連絡会にお越しくださいまして、誠にありがとうございます。特に、フオン副長官には、遠路はるばる本連絡会のためにお出でいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

平成11年から当研究所と国際協力機構との共催により開催してまいりました本連絡会も、回を重ね、今回で第6回目の連絡会を開催する運びとなりました。

ところで、我が国の民商事法分野における法整備支援活動は、平成6年に国際協力機構による技術協力の枠組みの下で、ベトナムの法律専門家を日本にお招きして国内研修を実施したことに始まり、それから数えて11年が経過しました。その間、支援対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどの東南アジアの国々から、モンゴルや中央アジアのウズベキスタンなどへと次第に拡大してまいりました。

一方、我が国からの支援の内容も、ベトナムやカンボジアに対して民法草案や民事訴訟法草案等の起草支援を行ってきたほか、法の運用に携わる人材育成のため、その養成機関等に対する支援も行うなど、支援の領域も拡大しております。

我が国は、市場経済化を推進しているこれらのアジア諸国からの要請を受け、民商事法分野の基本となる法制度に焦点を当てて支援活動を行っております。これらの国々に対し、体系的で、かつ、その国の社会経済情勢に適合した形での法整備支援を行ってきたことは、外国政府や国際機関など他のドナーにはない日本の法整備支援活動の特筆すべき特徴ではないかと考えております。

これらの支援活動は、本日ここにお集まりの、我が国を代表する学者や実務家の皆様方の

英知と情熱を結集した精力的な取組によって行われてきたものであります、皆様方の日ごろからの献身的な御助力に対し、改めて敬意を表する次第であります。

ところで、法整備支援の対象国や対象機関が拡大するのに伴い、相手国のニーズや期待は複雑・多様化の度を深めてまいりました。我が国が相手国の期待にこたえられる質の高い充実した支援を効果的に実施していくためには、支援に携わる関係者相互間の連絡と調整がますます重要になってきております。そのためには、これまでの支援活動の成果や問題点を率直に振り返って確認するとともに、それらを踏まえて、今後の取組の理念と方針を検討した上で活動を継続していくことが必要であり、法整備支援連絡会は、正しくそのための情報や意見の交換を行うことを目的として開催しているものでございます。

今回の連絡会では、我が国が起草支援を行ってまいりましたベトナム民事訴訟法が昨年6月に同国の国会において可決され成立いたしましたことから、ベトナム民事訴訟法の起草支援を本連絡会の前半部分のテーマとして設定し、ベトナム側の起草責任者であるフオン最高人民裁判所副長官と、我が国側から支援活動を行ったベトナム民事訴訟法共同研究会の座長である吉村徳重先生と同研究会の委員である井関正裕先生に、それぞれのお立場から御講演をいただくことにしております。

また、本連絡会の後半では、起草支援と並ぶもう1つの重要な柱である人材育成の問題に關し、カンボジアにおいて支援活動を行っている日本弁護士連合会国際室長の矢吹公敏先生と法務総合研究所国際協力部教官の三澤から、カンボジアの弁護士養成校に対する支援活動や同国の王立司法官養成校に対する支援活動の現状について御紹介いただくことにしております。いずれも豊富な御体験と実例に基づく興味深いお話を伺えるものと楽しみにいたしております。

さらに、これらの御講演の後で、竹下守夫先生から、本連絡会の締めくくりとして総括と所感の御発言をいただくことになっております。

御講演、御発言を御快諾いただきました皆様に対し、この機会をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また、本日の会議が活発で実りの多いものとなりますように、質疑応答と自由討論の時間も用意してございますので、どうか会場の皆様方も積極的に議論に御参加いただきますよう、お願いしたいと存じます。

最後に、本連絡会を御後援いただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始め、当研究所の活動に日ごろから御支援と御協力をいただいている皆様方に対し、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が我が国による法整備支援の更なる発展に寄与するものとなることを祈念いたしまして、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

【司会（廣上）】 続きまして、国際協力機構社会開発部長、岡崎有二様からごあいさつをいただきます。

国際協力機構社会開発部長あいさつ

岡崎有二

【岡崎】 国際協力機構社会開発部長の岡崎です。第6回の法整備支援連絡会開催に当たり、JICAよりごあいさつさせていただきます。

JICAでは、今年の4月から社会開発部において、法整備支援の業務を行っています。私としては、この連絡会に参加させていただき、こうして多くの方々とお会いする機会は初めてでございます。したがって、この連絡会の中で議論される内容と、JICAのことについて、これからお伝えすることに少し違う内容があるかもしれません、それは御容赦いただいて、現在JICAが置かれている状況についても、若干述べさせていただきたいと思います。



JICAの法整備支援協力は、1996年から実施してきましたが、それ以前からも、国内の関係者の皆様は、それぞれ独自の協力を進めてこられ、日本の法整備支援ということでは、10年余りを経過しています。

JICAにおいても、「法から始まる国づくり」として、法整備支援を「立法・司法制度の確立」、「立法への参画」、「法曹人材の育成」という3つの観点から、技術協力として実施してきました。この過程において、法務省の法総研等関係者の皆様の御支援をいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、JICAは、昨年の4月、組織改革により、課題部体制に改編しました。この課題部体制は、従来の事業形態別から、社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部の5部に改編し、JICAの技術協力の要素を課題別に1つの部にまとめて実施できるようにしました。今まで、地域部である、アジア第1部を中心として、中央アジアについては、アジア第2部が実施してきた法整備は、社会開発部ガバナンスグループが担当することになりました。

この10余年の間で、市場経済化移行国として、ベトナム、カンボジア、ラオス、中央アジア地域の法整備支援を進めてきましたことは、皆様にとって御案内のとおりです。また、その協力は、政府だけではなく、大学、研究所、個人と、様々な機関の御協力をいただいて、事業を実施しています。

ODAの協力実施の立場から、私の経験に基づき、一言述べさせていただきます。

私は、この国際協力機構で技術協力の仕事を始めて今年で30年になります。その体験から、技術協力は息の長いものだということ、そして、相手国の生活、歴史、文化、風俗習慣を尊重して、しかも自助努力支援を基本に協力を進めるには、忍耐とそれに対する努力が必要であると感じております。決して押し付けであってはならず、我慢をしながらも相手とパートナーシップを築いていくということは、本当に難しいことだと実感しております。そういう意味で、この法整備支援も含めて大変時間のかかる仕事であると思っています。

私自身、日本の戦後復興の戦後ベビーブームの世代で、外国からの復興への支援の恩恵を

受けながら育ってきた、団塊の世代です。そういう立場で、日本の復興を見てきながら、技術協力の援助を30年間やってきて感じるところは、日本が非常にモノ社会で豊かになっていくのとは裏腹に、我々も、相手の国から、日本が失いつつある豊かさというのを逆に学ぶところがあるのではないか、こういう豊かさを、次の世代、若い人たちにも伝えるためにも、アジアの人々といろいろな協力をしていくことが必要なのではないかということを痛感しております。

我が国の歴史をひもとくと、1873年に法学者のボアソナードを招へいして以来、130年ほどで法整備が確立したといわれています。そして、日本の国土保全防災体制強化についても、オランダのヨハネス・デレイケを招へいし、日本の近代河川砂防技術の基礎を築きました。これらの過程で、日本が、外国からの支援を受け、更に様々に工夫しながら、取り入れた技術・知識を日本の社会・伝統に根ざさせてきました。こうした歴史を踏まえて、これから世界にどのような形で貢献できるか、あるいは協力できるかということも重要だと考えます。

次に、新しいODA大綱の中に、平和構築、人間の安全保障といった視点が盛り込まれています。そういう視点を実現するために、ODA事業実施そのものが非常に多様化してきています。この多様化に応じて、日本の協力支援も柔軟性を持って進めていかなくてはいけません。従来のやり方を少しでも良くして、今の社会の変化に対応した協力を考えていかなければならぬところに差しかかっています。JICAは決して大きい組織ではありませんが、その多様性、柔軟性を更によく考えて、新しい支援に向けた技術協力の変革を考えてなければならないと思っています。

10年間かけて進めてきた「法から始まる国づくり」というもの、その法整備支援を更に進めたいと考えています。市場経済移行国以外の国からもたくさん支援が求められています。さらに、今申し上げました分野、法整備というのは3つのカテゴリーで、今まで皆様といろいろと協力をさせていただきました。

一方で、これら以外の分野、都市問題に関しても都市計画の法律、あるいは保健分野、そして、中国におきましては、現在、河川法の整備、これにも協力を行っています。

したがって、現在いわゆる法整備と考えられています分野以外でも、セクター横断的な観点から法整備を考えていく、そのようなプロセスに対する支援にも、現在取り組んでおり、これからはそういう分野もますます求められるということになるかと思います。

すなわち、様々な技術協力の活動の中で、技術協力の成果を持続的なシステムとして残していく1つの方策として、法律、法規、そして行政機関内の通達、そういう形も幅広く含めての、政策・法整備支援というのも考えていくことになるかと思います。従来の技術協力においても行ってきましたが、これからは、ますます、そういった点も視野に入れながら実施していくことが、各国からも求められている、正に切実な問題であると考えています。

今回、スマトラ沖の大地震、それからインド洋の大津波に対して、災害、その復興に現在取り組んでいます。JICAも、緊急援助隊の派遣から始まり、復旧についての対応も行ってい

ます。そして、次は復興に向けても、JICA の役割で実施できるものは進めていくということを考えています。そういう中で、復興、災害に対しての防災体制強化といったところの法整備というのも場合によっては必要になってきます。そういうことも含めて、ガバナンスの強化、そしてキャパシティ・ディベロップメントという言葉で示される考え方で、技術協力の多くのツールを利用して、山積した課題への取組をしていきます。

最後に、これから、多様化していく課題に、日本の比較優位による支援だけでなく、途上国同士を日本が仲介して支援に取り組んでいく南南協力、更に、複数の国を対象としている広域の支援、日本の IT 技術を活用した遠隔技術協力など、幅広い「援助メニュー」を活用していく必要もあると考えています。その過程の中で過去 10 年、皆様方から学んだ経験を、より広い法整備、ひいてはガバナンス支援に向けて協力を広げていくよう考えていますので、一層の皆様方の御理解と御協力をお願いして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。

それでは、初めに席上に配付しました資料を簡単に御説明いたします。

お手元に、「第 6 回法整備支援連絡会資料」と題した綴りをお配りしておりますので、御覧ください。本連絡会において御講演、御報告していただく方からあらかじめレジュメをお出し頂いておりますので、それらを、「1 講演レジュメ」に取りまとめております。それぞれの御講演等の際に御参照ください。

ベトナム最高人民裁判所のフォン副長官からいただいたレジュメは、原語のベトナム語から日本語に仮訳したものをお配りしております。この仮訳には、本日の通訳をお願いしている大貫錦さんの御協力をいただきました。また、「2 資料、(1) ベトナム民事訴訟法（仮訳）」につきましては、全文を仮訳したものでございます。日本とベトナムの間での用語や概念の相違から、見なれない文言があるかもしれませんけれども、御理解願いたいと思います。そのほか、「2 資料、(2)」は、皆様から御回答いただいた調査票の結果です。「3」は、法整備支援活動年表の最新版でございます。

以上で配付資料の説明は終わりまして、引き続きまして、御講演をいただきたいと思います。

講 演

「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」

ダン・クアン・フォン ベトナム最高人民裁判所副長官

【司会（廣上）】 まず初めは、ベトナム最高人民裁判所副長官のダン・クアン・フォン氏を御紹介したいと思います。

フォン副長官は、以前にも日本にお越しになっておられますので、御存じの方もおられると思いますが、2001 年から現職のベトナム最高人民裁判所副長官をしておられます。また、昨年 6 月に成立しましたベトナム民事訴訟法の起草委員会の委員長をしておられました。本日は、「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」という

演題で御講演をいただきます。通訳を担当いたしますのは、先ほどお名前をお出しした大貫さんでございます。併せて御紹介いたします。

なお、あらかじめお知らせいたしますが、フォン副長官の御講演に関する皆様からの御質問は、お配りしておりますプログラムでは15時45分から予定しております質疑応答の時間にお願いしたいと思います。

それでは、フォン副長官、お願いいいたします。

【フォン】 皆様こんにちは。私たちは、本日、再来日することができてとてもうれしく思います。



日したときの立場は、研修員でした。確かに、その中で、役職としてはベトナム最高人民裁判所副長官として来たこともありましたが、前回、前々回などの来日の目的は、日本の法律の制定の経験などを研究するためでした。今までの来日した経験の中で、日本の各関係機関、JICA並びに法務総合研究所の皆様、また、日本の専門家の皆様の御協力によって、いろいろなところへ案内していただきました。

今回、法務総合研究所の招へいを受けまして、私は別の使命を受けて来日することになりました。まず、皆様と我々ベトナムとの間の協力の成果品の報告をさせていただきます。その成果品は、昨年の6月15日にベトナム国会において成立した民事訴訟法と破産法の2つの法典です。破産法に関しては昨年の7月10日から、そして民事訴訟法に関しては今年の1月1日から効力を持つようになりました。この場をお借りしまして、関係機関の皆様、まずJICAの皆様、法務総合研究所の皆様、そして日本の専門家の皆様に対して、我々の2つの法典の制定のために、研究会、ワークショップ、セミナーなどを開催して御支援いただきまして、心から感謝したいと思っております。

皆様御承知のとおり、ベトナムの民事訴訟法は、ベトナムの法律体系の中でも誠に大きな法典の1つでもあり、また、ベトナムの社会生活においても、かなり大きな位置付けをされております。この中で、民事訴訟の基本的な原則及び訴訟の手続、手順などの規定が設けられております。そのほか、婚姻・家事、労働、営業・取引など裁判所の管轄についての諸規定も設けられています。その民事事件及び非訟事件は、民事訴訟法が制定される以前には、それぞれ3つほどの個別の民事の国会令の中に定められていました。それは、それぞれ民事事件、経済事件、労働事件を解決することに関する国会令がありました。

そのほか、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国会令と外国民事判決及び決定の承認及び執行に関する国会令も挙げられます。ベトナム国会が民事訴訟法案の草案を通過させたことは、この法典の制定のプロセスの全体に終止符を打つことになります。これは、集団の知恵の結集、結束された1つの成果品だと言えると思います。

ベトナム最高人民裁判所は、ベトナム国会によって、この法典の制定の主たる責任者と任命されていますが、世界各国、国際機関の支援及び各専門家の支援がなければ、おそらく制定する時期がもっと遅れることになったと思います。

皆様のお手元にあるレジュメの中に、この民事訴訟法を制定する目的などが詳しく書いてあります。2つの大きな目的がありますが、どちらにしても、目前の目的、つまり、今のベトナムの要請にこたえるような目的と、もう一つは、民事訴訟法の持続的な発展のための目的とを組み合わせて、更に国際化の潮流にも合うような目的に合致しなければなりませんでした。このような諸目的が挙げられていました、この民事訴訟法を編さんする段階では、ベトナムの国内外の専門家ともこの原則を貫徹するようにして編さんしてきました。

ベトナムの民事訴訟法及び破産法の制定をする過程においては、国際機関として非常に友好的に御支援、御協力いただいたのは、やはり日本の JICA が挙げられると思います。そして、この JICA の法整備支援プロジェクトを実施し、その中身を展開して非常に効率的に成果が上げられたのは、やはり日本の法務省の法務総合研究所が挙げられると思います。その中で、私たちが具体的にいろいろな経験を研究するために、いろいろなセミナー、ワークショップが開催されたことができたのは、法務総合研究所国際協力部が具体的に、また、直接的に御支援してくださったからです。その他の方々も挙げられると思いますが、日本の最高裁判所、最高検察庁、そのほか大学関係、そして日本の専門家の皆さんのが非常に積極的でかつ率直にいろいろな意見を出して貢献していただいております。

皆様との意見交換などは、いろいろな形でいろいろな方と行われてきました。例えば、ベトナムのハノイ市に、日本の経験豊かな専門家が来られてセミナーが開かれたりすることもありました。そのほか、ベトナムからの研修団が日本を訪問して、日本の大学、日本の各関係機関で行った研究なども挙げられます。そのほか、オンライン会議なども利用されてきました。

私にとって非常にいい思い出の1つは、ちょうどこの民事訴訟法がベトナムの国会によって審議されている最中に、JICA のオンラインで国際テレビ会議のシステムを利用して、日本の民事訴訟法の第一人者である専門家と我々が、国会が最も関心を示している事項などを協議した経験です。

本当に、今までのお互いの、また、皆様の協力によって結実したのが、ここにいる私たちの成果品であって、その成果品というのは、ベトナム国会によって成立した民事訴訟法になるのです。

ベトナムの民事訴訟法は、9部に分けられて、その中に36章、そして418条からなっています。皆様のお手元には、ベトナム民事訴訟法の日本語訳版が多分ございますが、これから、この民事訴訟法を制定する過程で幾つかの課題及び国会で最も審議が多くされていた部分について、概略説明をさせていただきたいと思います。

まず、この民事訴訟法の規定範囲ですが、起草している過程では、幾つかの事件の類型を民事訴訟法に組み入れるかどうかという課題がありましたが、まず、選挙人名簿に関する不服申立て、2つ目としては戸籍登録機関の不当行為に対する不服申立て、3番目としては、ストライキが合法的であるか非合法的であるかを審判することでした。今の3種類の事件は、民事訴訟法ができる以前の国会令の2つ、つまり、民事事件処理の国会令と労働紛争処理の国会令の中にもそういう規定が入っていました。この部分に関しては、ベトナム国内外の

専門家からいろいろな意見を頂戴いたしました。

皆様に報告させてもらいますと、1996年には行政事件処理に関する国会令も制定されました、その国会令によって、裁判所には、国民が行政機関及び公務員に対して行う不服申立ての事件を解決する役割も任せられるようになりました。しかし、あくまでも試験的にとどまって、幾つかの類型の事件を扱うにすぎなかったのです。今回、国会の民事訴訟法制定の過程の中で、この行政訴訟の部分の改正に関することですが、裁判所の権限をより拡大し、民事訴訟法によって裁判所の管轄権を広げられるようになりました。最終的には、国会としては、選挙人名簿と戸籍登録機関に対する申立事件の処理については、民事訴訟法ではなく、行政訴訟の国会令の規定に設けるように決めました。

また、ストライキに関しても、この種の事案の特殊性を踏まえて、国会としては今後、国会の常任委員会によって、ストライキが合法的であるか非合法的であるかどうかを審査することに関する国会令の中で決めるようになりました。

2つ目の課題としては、事件における関係当事者の権利と義務の部分ですが、その中の1つ目の課題としては、関係当事者が自らの合法的な権利と利益を擁護するために裁判所に対して申し立てるほかに、この権利と利益を侵害された者以外の人でもそれを申し立てができるかどうかがありました。これは、かなり大きな問題として、検察院の役割、つまり検察院は民事事件を立件することが認められるかどうかという観点です。御承知のとおり、民事訴訟法ができる以前の国会令の精神の中では、検察院としては幾つかの類型の事件、例えば民事事件、婚姻事件、労働事件を立件する、起訴するという権限を有していました。

また、2000年に成立したベトナムの検察院法の中には、検察院はすべての事件に参加する権限があると規定されています。民事事件、労働事件、婚姻・家事事件の公判期日の100パーセントに、検察院が参加しなければなりません。この問題は、国会でかなり議論され、賛否いずれの立場も、他方の側を説得するために、いろいろな主張、いろいろな議論を行ってきました。

最終的な結論として、国会を通過した民事訴訟法では、検察院としては民事事件を立件する権限がなくなりました。私としては、たぶん皆さんは今の民事訴訟法の規定に対して賛同してくれると信じています。これは国際化にも合致していると思います。検察院としては、幾つかの民事事件に参加するまでにとどまることになりました。また、それでも、通常は、参加するには当事者の申立てがある場合に限られることになりました。

もう1つの問題としては、その他の国家機関や組織も訴えを提起する権限があるかどうかでした。例えば、婦人、子供に関する機関や組織は、婦人とか子供の利益を守るために事件を提訴する権限を持つようになりました。また、労働組合も、労働者の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。また、国家機関、行政機関として、自分の任務・役割の範囲内で国の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。

2つ目の課題、当事者に関する部分では、いわゆる当事者の自己決定権に関するところですが、民事事件に関する提訴、事件を訴える権利に関しては、統一的な意見が採られました。

ただ、そこで当事者が、自分の申立てを取り下げたり、変更したり、補足したりする場合には、きちんとした厳格な規定が必要だという意見が出ました。民事訴訟法の第5条の中には、当事者がお互いに合意して訴えを取り下げ、お互いに合意している場合には、裁判所がそれを承認することになりました。いろいろありますが、正直に言わせていただければ、ベトナムの民度、国民の知的レベルは日本と比べてまだ低いです。おそらく日本において同様の場面で考えて、当事者間で訴えの取下げをし、また、お互い合意に至ったということを聞けば、皆さんにとっては、事件はよい方向に向かっているなど感じるかもしれません。しかし、ベトナムの実際から見まして、ベトナムでは、一方の当事者が他方の強制を受けたり、又は脅されたりして、そこで嫌々ながら合意まで至ったり、又は取り下げたりする現実もあります。そういう実態があるので、法律の中では、当事者間で訴えの取下げがあつたり、合意があつたりする場合があつて、それが自主的、任意であつて、強制的でない、脅迫がない場合に限って、裁判所がその合意、取下げを承認することにしています。今的内容が民事訴訟法の第218条の第2項に規定されております。

また、当事者自らの訴えの変更及び補足に関する部分ですが、裁判所としては、一番最初の訴えの範囲を超えない部分までしか承認しないことになっています。それを超えている範囲の申立てをしているときには、別途の事件として提訴しなければなりません。これも実態から出てくるのですが、法律の透き間を濫用して、最初から大きな請求を出さずに、ごく狭い範囲の請求だけを出しまして、そして受理されてからその請求を徐々に拡大して、それによって訴訟費用を節約する、訴訟費用を免れる手段として使われてきました。それを避けるためにこの規定があります。

次の課題としては、関係当事者の証明義務の部分ですが、私たちにとっては、以前の国会令と比べてこの規定はかなり進歩した部分の1つだと思います。実際、民事訴訟法成立以前の国会令の段階では、現実的には裁判官が当事者の代わりに証拠の部分でいろいろな作業をしてきました。新しい法律では、当事者としては、自らの請求、申立てが妥当、合法的であることを証明するために、証拠の提出義務があります。これを実施が可能で、実施を保障するためには、ベトナムの事情にも合致するような規定を研究しなければなりません。

そこで、法律の規定としては、当事者が最大限の努力をしてもそれ以上の証拠収集が不可能な場合、つまり、その証拠がどこかのところ、第三者とか別のところに保持されている場合には、裁判所に申し立てて、その証拠などが収集できるようにしたわけです。今的内容は民事訴訟法の第85条、第94条のところに規定しております。

1つ言えば、日本の専門家の吉村先生と井関先生のコメントで、私としては非常に感銘を受けている部分ですけども、残念ながらその部分は国会に認められなかつた部分ですが、その内容としては、当事者の証拠を提出する期限を設けるべきかどうかという点です。そのような提出期限が設けられると、裁判所にとっては好都合になります。裁判所としては事件を処理しやすくなります。しかし、国民にとってはかなり厳しい結果になるかもしれませんし、場合によっては、国民が自分のミスでないのに、主観的なミスでないのに、国民が損害を被ることになるかもしれません。なぜかと言いますと、今のところ、いろいろな資料、証拠、

文書などを保持している国家機関が資料等を提供するようなことはまだ実際保障されていないのです。

例えば、1つ例を挙げますと、相続関係の事件で、相続人にとっては非常に重要な文書の1つは父方の遺言書です。その遺言書の保持も保管も保障されていないのです。また、その遺言書が、書かれてから長い間どこに保管されているのか、どこかに紛失してしまったのか分かりません。しかし、今言いました証拠を提出する期限を設けると、何日かのうちにこの遺言書をどうにかして探し出して、そして、きちんと遺言書どおりの相続分の配分を受けられるのは、なかなか当事者にとっては難しいことです。そうすると、結局、法定の配分を受けることになります。固くそういうふうに規定してしまうと、最終的には相続人は裁判所が決定した判決に従わなければなりません。そして、その判決がもしも修正されなければ、結局その後、遺言書を発見しても正当なる権利を受けることができなくなるわけです。

そのために、民事訴訟法の中では証拠を提出する期限を制限しないことにしました。例えば、第一審が終わった段階で今のような場面で新しい証拠を発見した場合には、第二審、いわゆる控訴審を請求することができることになっています。場合によっては、判決が確定した後でも、当事者にとって有利な新しい証拠が発見された場合、その事件も監督審で再処理されることになります。しかし、それにも期限というのがあります。そういう監督審の場合でも3年の期限、判決が確定されてから3年間と規定されています。

3番目の課題としては、保全処分の適用に関する部分ですが、民事訴訟法の制定の過程において、常に激しく議論された課題の1つです。つまり、事件を処理するため、また、その後判決を執行するのを保障するためには、事件を訴える前の保全処分の申立てが認められるかどうかという問題です。世界各国の多くの国でこの部分に関するいろいろな規定があります。この部分が国会の審議の最終日まで持ち越されてきました。私たちとしても、このような規定を設けることにしますと、結局、裁判所の作業量も増えますし、また、裁判所にとっても大変な仕事になります。つまり、まだ何の証拠も揃っていない段階でこれを決定しなければならないということです。

ただし、今の国際化の要請においては、この規定がなくてはならない段階に来ています。ベトナム・アメリカ通商協定の第3章の第8条の中にもこの規定が入っています。また、近いうちベトナムがWTOに加盟するようになります。そうすると、今のような内容の規定も設けなければなりません。いろいろな事実及び専門家、吉村先生、井関先生のオンライン会議による意見、コメント又はスター・プロジェクト、これはBTAを実施するための支援プロジェクトですけれども、いろいろな意見を頂戴いたしまして、最終的に国会議員を説得して、最後の段階になって今の内容の規定が盛り込まれ成立しました。民事訴訟法の第99条の第2項の規定になります。

そして、4番目の課題としては、裁判所の決定に関する課題です。原則から言いまして、当事者間で合意があれば、裁判所はそれを容認しなければなりません。第187条の規定が設けられています。その合意が違法であったり、又は関係当事者の意思を反映していない場合を除いてという意味ですが、その内容は、民事訴訟法の第180条の規定です。場合によっ

では、仮に第一審の判決が出た後でも、両当事者間でそれと別の内容の合意ができれば、第二審は第一審の判決を破棄し、その両当事者間の合意を承認することになります。今の内容が民事訴訟法の第270条の規定です。

そして、最後の課題として判決の効力ですが、原則として、確定判決については、関係当事者や利害関係者はそれを執行する義務を負うことになります。ただし、そこでいう判決債権者が執行を申し立てなければ、判決は執行されないかもしれません。ベトナムの事例を申し上げますけれども、当事者間で債権債務の関係が争いになり、債権者としては債務者に対しては債権があると主張し、しかし債務者としては全くそういう覚えがないという場合があるのですが、そういう場合は、債権者が裁判所に対してその債権を認めるように申し立て、裁判所の決定によってその債権が確定されることになりますが、それでも、実際そのお金の弁済を受けないこともあります。

現段階では、既に民事訴訟法は施行されています。しかし、民事訴訟法がきちんと正しく裁判官に運用されて、きちんと社会生活に定着するためには、今後のベトナム最高人民法院の役割が非常に重要となります。

そこで、例えば、裁判官の研修も実施しなければいけません。今のところ、ディストリクト級の裁判官の研修は行ってきました。また、民事訴訟法を実施するために、国会の常任委員会によって、関係する2つの国会令を編さんしなければなりません。1つは訴訟費用及び手数料に関する国会令、もう1つの国会令としては民事訴訟の活動における妨害行為に関する国会令です。

また、民事訴訟法の幾つかの規定においては、まだ、どちらかと言いますと、大まかな規定のものもありますので、今後ベトナムの最高人民法院の裁判官評議会として、より詳細にわたるような指導文書を決議という形で編さん、制定しなければなりません。例えば、第238条の判決書に関する条項ですが、法律では大枠ができまして、その大枠から今後、判決書のフォーマットを作成し、そのフォーマットからいろいろな事例を想定して、それに応対できるような判決書も作成しなければなりません。作業は膨大です。私たちとしては今のところ、このような判決書のフォーマット作成とか判決書のサンプル集作成について、JICAから支援を受けています。私たちにとってはこの支援は非常に有意義な支援で、非常に貴重な支援だと高く評価しております。

皆様、時間の制限の中で、私としては民事訴訟法の大きな課題をまとめて今お話ししてきました。本当に皆様、御清聴ありがとうございました。また、これに対する皆様の質問などに対しても、いつでも準備ができておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

改めて、ベトナム最高人民法院の代表として、今日まで、ベトナムの破産法、民事訴訟法の編さん・制定における、日本の機関、個人の絶大な協力に対して心から感謝したいと思っております。皆様の御健康を祈願して、私のあいさつと話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官、どうもありがとうございました。

基調講演
「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」
吉村徳重 九州大学名誉教授・弁護士
井関正裕 関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士

【司会（廣上）】 それでは引き続き、吉村徳重先生と井関正裕先生から、「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」という題で御講演をいただきたいと思います。

吉村先生は、九州大学名誉教授、広島修道大学法務研究科の教授でおられ、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の座長として、日本側からベトナムに對して民事訴訟法の起草支援を行われました。

井関先生は、元大阪高等裁判所部総括判事であり、関西大学法科大学院特別任用教授で、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の委員として同様にベトナムに対する支援を行われました。

それでは、吉村先生、井関先生、よろしくお願ひします。

【吉村】 それでは、ただいまから私と井関先生が分担して「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」というテーマにつき、御報告させていただきます。

分担いたします領域は、基本的には、支援の経過において2人で分担しながら問題点を調査し、報告をしてきましたが、ベトナムの現地セミナーでもそういう形で担当いたしましたので、それぞれの分担した分野に従って報告させていただきたいと思っております。それでは、座らせていただきまして、御報告させていただきます。

(I ベトナム民事訴訟法立法過程と法整備支援との関係)

まず、私のレジュメがございますが、そこに記載しております最初の立法過程の経過につきましては、既にフォン副長官のレジュメの中に詳しく書いてございます。したがいまして、私は、時間の制約もございますので、その部分は基本的には省略させていただきたいと思います。ただ、私ども、特に井関先生と私がいわばチームとして継続的に関与してきましたのは、2002年6月に初めてハノイの現地セミナーをもったとき以来でございまして、その後、2003年8月及び2004年3月の現地セミナーを経て、最終的には、先ほどのお話に出ておりました遠隔テレビ会議を通じてベトナム側立法担当者と議論をした2004年3月下旬までであり、2年足らずの期間であります。

フォン副長官のレジュメにもありますように、もともとベトナム民事訴訟法の立法が始まりましたのは1993年でございますから、制定に至るまで10年余りの年月が経過いたしております。その間、いろいろな草案が第1次草案から次々に様々な議論を経て作成され、私どもが関与しました時期には第7次草案を検討していたときでございました。したがいまして、私どもが現地に参りましたときには、第7次草案についてあらかじめ検討した内容を



踏まえて報告をしたという経過がございます。かなりの議論を経た上で、ベトナム側が作成したかなり大部な草案があるということを前提として、ベトナム側から求められた論点について報告をしてきたわけでございまして、それから2年足らずの間にやり得た成果がどの程度あったのかということが問題の焦点になろうかと思います。

(II ベトナム民事訴訟法の基本的手続構造)

そこで、早速、中心のテーマである、ベトナム民事訴訟法の基本的な手続構造がどのようにになっているのかという課題から説明させていただきたいと思います。

(1 規定範囲の広範性と基本原則の多様性)

第1に、民事訴訟法の規定範囲の広範性と基本原則の多様性という項目についてお話をすることにいたします。

まずは、民事訴訟法の規定範囲が非常に広いということを述べさせていただきます。既にフォン副長官のお話にもございましたように、訴訟事件、非訟事件のみならず、保全処分、つまり緊急保全処分であるとか、判決・決定の執行、外国判決・決定・仲裁判断の承認・執行、それから、涉外事件についての手続あるいは司法共助などを始め、それ以外にもかなり広範な範囲に広がった規定でございます。

ついで、こうした広範な領域につきまして、基本的にどのような審理原則に従って処理していくのかということが第1部総則の第2章基本原則として規定されております。したがいまして、広い範囲にわたる問題の基本原則ということですから多様にならざるを得ないわけであり、民訴法第3条から第24条にわたって規定されております。例えば、今回私が特別に取り上げようとしております当事者主義と職権主義との関係については、処分権主義に関する規定として、訴権(第4条)や自己決定の原則(第5条)、弁論主義に関する規定として、証拠提出・証明責任と職権証拠収集に関する基本原則(第6条)があります。

(2 当事者主義と職権主義との関係)

そこで、第2に、当事者主義と職権主義との関係の問題に移りたいと思います。結論的には、先ほどフォン副長官から詳しく説明していただきましたように、当事者主義の原則を大幅に認めることになったわけでございます。もともとは、当事者主義、特に当事者の証拠提出責任と裁判所の職権証拠収集がどういう関係だったのかといいますと、従来の民事、経済、労働事件の手続に関する3つの国会法令では当事者主義を原則とするけれども、必要に応じて裁判所の職権探知が認められるという規定がありました。要するに、従来の手続では両者の関係は必ずしも明確ではなかったわけですが、その点につき当事者主義を原則とし職権主義は法の定める場合に限り認められるとして、非常に明確にしたということが、新しい民事訴訟法の大きな特徴であると思います。

若干その内容について大枠を御説明いたしますと、まずは、処分権主義に関する訴え提起権について第4条が規定しております。さらに具体的には第161条で、自分の権利について訴えを提起する権利があるということが原則であることを規定した上で、特に他人の権利について訴えを提起できる場合というのは、先ほどフォン副長官の説明にもありましたように、婦人団体や労働組合などの社会的団体について特に法によって認められた場合に限って

訴えの提起ができるという規定を第162条に置いたわけであります。ある意味では、我々が法定訴訟担当と呼んでいるものを団体訴訟として法が定めたケースに限定して認めたといつてよろしいかと思います。

それから、自己決定の原則についても先ほど詳しい説明がございました。これは、訴えの提起はもちろんですが、訴えの変更、取下げ、和解についても基本的にはこれを認めると規定しております（第5条第2項）。もっとも、訴えの変更については先ほどの説明のような制約がありますけれども（第218条第1項），そういう原則を確立したわけであります。とりわけ特筆すべきは、従来ははっきりしなかった裁判所の審判の対象がどの範囲に及ぶのかという問題でございます。この点について、私どもが申立主義と呼んでおります原則、つまり、訴えによって当事者が申し立てた範囲についてしか裁判所は審理・判決しないという原則を明記いたしました（第5条第1項）。その点は、後ほど再び説明することにいたしますが、特筆すべきであろうと思います。

次に、弁論主義と私どもが呼んでいる範囲の問題でございます。まず、当事者の事実主張に関する弁論主義の原則について申し上げますと、一方の当事者の主張する事実を相手方が認め、あるいは否認しないような場合、これは自白として証明する必要がないという新しい規定を設けたということも特筆に値することだろうと思います（第80条第2項）。ただ、主張責任に関しましては、第9次草案ではかなり明確なその趣旨の規定を置いておりましたけれども、新民訴法ではその規定をあいまいなものにしたという結果になりました。この点も後で評価のところでお話をいたします。

それから、当事者の証拠提出責任あるいは証明責任の問題でございます。この点につきましては、先ほどフォン副長官もおっしゃっていましたように、従来は、むしろ裁判官が積極的に職権による証拠調べをして、当事者はそれに依存するという状況が一般的であったということになります。それを何とか変えたいという実務上の背景があったと思いますが、私どもも当事者の証拠提出責任を原則とすべきだということを再三にわたって主張してきました。そのことが認められまして、当事者が申し立てた場合でなければ裁判官は証拠調べをすることができないという原則を探ることになったと評価できると思います（第85条第2項、第94条第1項）。この点も、後で評価のところで説明したいと思います。

このように、当事者主義と職権主義との関連に関しましては、従来の国会令の中では非常にあいまいであったいろいろな問題が、基本的には当事者主義を原則として、裁判所が職権によって介入する場合というのは、特別に法定された場合でなければ認められないという原則が確立したということができると思います。

（3 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離）

第3の特徴であります準備手続と公判廷における審理手続の分離の問題でございます。基本的に準備段階においては1人の準備裁判官が証拠収集を中心とした準備手続を担当し、公判段階では、さらに3名の合議体によって、その1名は裁判官、あとの2名は人民参審員という合議体によって公判審理をするという、はっきりとした区別がなされております。まず、準備手続段階では、訴状を受理した裁判所の長官の指名する裁判官が証拠収集手続を行って

事件記録を作成して（第172・173条）公判審理の準備をする手続を進め、それから、これを受け合議体による公判審理が行われる公判審理手続段階へと移行するわけですが、その両者の関係がどうなっているのかということが問題であります。

準備手続段階で裁判官が証拠収集を行う手続のやり方は、先ほど証拠提出責任について述べましたように、当事者の申立てがなければ、証拠収集としての証拠調べができるないという原則がこの段階でも貫かれることになります。したがいまして、当事者の申立てがない証拠について裁判官が職権で証拠調べをするということはあり得ないことになりました。ただ、その証拠調べの手続でございますが、当事者や証人尋問などの尋問手続が特に問題になりますけれども、その手続自体は公開でもなければ、当事者の対席や対審が保障されているわけでもないのであります。この点をどう評価するのかということが問題になろうかと思います。これも後ほど説明します。

それを受け公判廷における審理が行われますが、この審理手続は非常に整備されております。公判廷の審理手続はもちろん公開であり（第15条）、当事者対席手続であり（第199～201条）、当事者、証人、鑑定人すべての尋問手続についても交互尋問が保障される（第222～226・230条）という制度になっております。ただ、先ほどの準備手続段階で収集した資料、これは準備裁判官によって事件記録として作成されていますが、これをどう公判廷で利用するのかということが問題になるかと思います。準備手続段階では裁判官による尋問手続については当事者対席の手続保障がないわけですが、そういう場合についてやはり規定を設けまして、第227条ですが、供述内容が従前の供述と矛盾したり、あるいは準備手続で供述した証人が出廷しないなどの場合に限って公開するという規定を設けております。

したがいまして、その限りでは当事者の手続権が保障されることになると考えます。ただ、従来からベトナムでは準備裁判官が公判廷の裁判長になるという慣行がございまして、それは現在も維持されておるようあります。そうしますと、準備裁判官はすべてのことを知った上で公判廷の裁判長になっておるわけですから、当事者の対席・対審手続ではないところで集めた証拠についてもすべてを知った上で公判審理をしますから、やはり問題は残るだろうという疑問があります。

（4 利害関係人の関係当事者化と確定判決・決定の対世効）

もう1つの問題は、利害関係人が基本的には関係当事者とされ、この関係当事者は自己の権利について訴えを提起した原告や訴えを提起された被告と基本的には同等の権利・義務を持つと規定されていることあります（第56・58～61条）。そのことと確定判決・決定の効力について対世的効力を前提としているのではないかということ（第19条）との関係が問題になります。

まず、ここでの利害関係人は「関連する利益及び義務を有する個人、機関又は組織」というかなり広範なものを含んだ規定となっております。関係当事者から申し立てられたり、利害関係人自身が申立てをする場合に手続に参加することは当然であるとしても、そうした申立てがない場合にも、裁判所はこれらの者を利害関係人として手続に参加させなければならないということになっております（第56条第4項）。これが一体、当事者主義の原則とどう

関係するのかということが問題になるだろうと思います。

次に、確定した判決や決定の効力について、第19条がそれに関する規定を置いておりますが、これも、我々がいう既判力を含めた判決効の規定と理解するかどうかは問題だらうと思います。先ほど、フォン副長官は確定判決の効力について、関係当事者や利害関係人は判決を執行する義務を負うとして、執行の関係についてのみお話をされました。ただ、それ以外にこのような判決・決定の効力に関する規定はございません。私どもも支援過程において判決の効力に関する規定を設けるべきではないかという提案を再三いたしましたが、結局は実現されないままに終わっております。もし、この第19条の規定が一般的に判決や決定の効力を含む対世的な効果を認めたものと理解するとしますと、これもまた、当事者主義の原則との関係で問題にならうかと思います。その点につきましても、評価の点で後ほどお話を申し上げたいと思います。

(III ベトナム民事訴訟法支援の評価)

さて、次にベトナムの民事訴訟法支援の具体的なやり方、ベトナム側の態度と私どもの具体的な支援のやり方をどのように評価するのかという問題に進みたいと思います。

(1 ベトナム側の立法政策と法整備支援対応の評価)

まず、ベトナム側がどういう態度をとっておられるのかということがテーマでございます。ベトナム側の立法政策がどういうものであったかということについては、先ほどフォン副長官から説明を伺いました。将来にわたって市場経済が一般化し、国際化が進展していくことに対応する立法である必要があるという長期的な展望と、それから、現状の下で当面の実務を踏まえて実現可能な立法をするという視点と2つの目的があるというお話をされたと思います。ただ、昨日の副長官との研究会では、この2つの目的のうち現実にはベトナム社会の現状を踏まえることが重要であって、当面5～7年の間の対応を考え、その後はさらに社会の進展に応じて改正をする必要があることを予測しているというお話がありました。しかし、私どもはこれまでこうした立法政策についていろいろ問い合わせたところ、支援をやってきたというのが実際の状況でございます。それについて幾つか聞かされたことは、ベトナム側では、日本だけではなくてアメリカやそれ以外の国々からも法整備支援を受けておって、そのような各国の経験に基づく法整備支援を選択的に参考にして立法するのだという基本的な方針があるということでございます。

そういう方針を前提として、基本的には、ベトナム側で起草した民訴法草案について、草案の内容がある程度固まった段階において、外国の経験を参考にした方がいいと考えたときにはその支援を要請し、そしてその場合にも、ベトナム側が問題にする論点について専門家のコメントを求めるという態度をとっておられます。先ほど申し上げましたように日本側が関与しましたのは、まず、私どもより前に関与されたのが第5次草案の段階であり、私どもの関与は第7次草案からでございました。そのようなベトナム側の法整備支援に対する態度自体については、基本的なその国の政策の問題ですから、私どもがどうこうすることはできませんけれども、あえて、その点について何か申し上げるとしますと、まずは、立法政策についても実は根本的に議論をする機会がほとんどないまま今まで経過して、今回初めて確認

をしたという状況でございます。

それから、さらには、いろいろな国が支援している。結果的には、アメリカのスター・プロジェクトと国連開発計画（UNDP）による支援があったようでございますが、そういう各国の支援の状況がどうなのかということが私どもには全く分からぬまま事実上は経過してきました。スター・プロジェクトについては支援活動の途中で長期専門家を通して提出された資料の一部を見せてもらいましたけれども、しかし、支援機関相互間ではお互いに連携をとって総合的な視点からどのように支援をしていくのかを検討するということは、実質的にはできなかつたというのが実情でございます。

それは、基本的には私どもの支援をするやり方が、先ほど申し上げたようにベトナム側が提示された論点について答えるという方式で展開していったことによるといえるかと思います。そのこととの関連で言いますと、論点提示方式というものいわば長所と限界というものがあるだろうと思います。

まず、長所としては、ベトナム側が立法過程においていろいろ議論をしてきたけれども、こういう点は外国の経験を聞いた方がいいと考えた論点に絞って私どもに提示されるわけですから、そういう論点に絞ってこちらも答えて、その点について時間をかけて議論をすれば、それが立法の中に反映されやすいという長所があると思います。その1つの例としては、私どもが関与し始めたころから重要な論点として提示されてきました当事者主義と職権主義の関係があります。この点についてはベトナム側の問題意識を踏まえてかなり時間をかけて議論をしてきましたので、その成果が大幅に草案に反映され新民事訴訟法の中に結実したのであろうと思っております。

ただ、そういうやり方でやっていきますと、例えば、基本的な立法政策についてどう考えるのかということであるとか、あるいは民訴法全体を体系的に理解して、それが整合的な形で整備されているのかといった点が論点として提起されることには必ずしもならないという問題がございます。その例として、既にお話しました利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲に関する問題があります。この問題はベトナム側からは論点として提示されませんでしたが、日本側から問題点として指摘してきた論点であります。一方では私的自治を背景とした当事者主義を原則としながら、他方では利害関係人の強制参加や判決の対世的効力を認めることは体系的に整合しないという問題提起をしてきました。しかし、この点についてはベトナム側の問題意識が希薄だったためか、結局理解してもらったことにならず、民訴法に反映することにはなりませんでした。

このようにして、2年足らずの間で私どもがいろいろと提案してきたものが、重点的に受けとめられた部分と、あまり論点として重要なものは意識されなかつた部分があつて、私どもとしては、もう少し時間があれば十分に議論をして理解してもらえたかもしれない部分がいろいろと残されたということが正直な実感であります。

(2 日本側の法整備支援の評価)

それに対する日本側の支援のやり方についての評価でございますが、私どもの反省も含めるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、2002年6月から2004年3月ま

での非常に限られた期間で、あつという間に法律が成立したというのが私の現在の実感でございます。そういう中でやり残したことが非常に多いということでございます。

((1) 日本側の法整備支援体制)

日本側のベトナム民訴法整備支援活動は、既にそれ以前から、このプロジェクトとしては、フェーズ1（1996・1～1999・11）、フェーズ2（1999・12～2003・3）というふうに展開しておりました。私どもはそのフェーズ2の中ごろから関与したことになりますが、既にフェーズ1の段階で最初に1997年7月には日本から専門家がハノイに呼ばれてセミナーを持たれております。その次の年にもやはり同様に別の専門家が行かれてセミナーを持たれています。しかし、これらの現地セミナーでどういうことが議論されたのかという点については、私どもは全く知るすべがないまま、相互間の連携手続というものが全くないままにスタートし始めたという状況でした。短期専門家としてハノイに派遣する人材を確保することすら困難であった当時の状況からみて、そこまでの配慮をするゆとりがなかったのであろうと思われます。ただ、日本側の支援活動が始まった最初の段階から支援チームがきちっと決まっていて、継続的にいろいろな方針を立てて支援をやっていたのであれば、もう少し違った結果になったのではないかという感はぬぐえないわけであります。

((2) 法整備支援の基本方針と具体的方法)

私どもの法整備支援の基本方針と具体的な方法でございますが、まず、基本方針については、最初は井関先生と私で何をやるのかということについて討議する間もなく支援活動を始めたという実情であります。実は、私は最初の支援活動のためハノイの現地セミナーに行く途中の空港で井関先生と初めて面会して知り合ったということでございまして、支援方針についてまず基本的に議論して確定するという時間的なゆとりもないままに関与を始めたというのが実情でございます。

しかし、一緒に支援活動をやっていくうちに、次第に私は将来を展望した長期的な視点に立って市場経済と国際化の進展に対応した立法を提案すべきであるという考え方であり、井関先生は、実務家として、もう少し現状を踏まえた視点が必要ではないかという御意見であることが分かつてきました。両方でそういう意見を交換しながら、結局はこうした2つの目的が必要であって、これをどのように調和した方法で支援活動をしていくのかということが我々の基本方針であることを2人で確認しながら支援をやってきたのではないかと思います。

次に、その支援の具体的な方法については、先ほどから申し上げましたように、ベトナム側から提示された論点についてコメントをするというやり方が中心でございます。しかし、現地セミナーやワークショップの場合には日数と時間が非常に限られており、論点全部について準備した内容をすべて十分に話せるのかというと、そういう時間的ゆとりがないという問題もございました。また、提示された論点に含まれていないが日本側が提案をする必要があると考えた問題、例えば、先ほどお話しました確定判決の効力範囲の問題や利害関係人の関係当事者化の問題などについても、こちらは検討した結果をペーパーにして準備をしていくのですが、やはり十分に議論をする時間的なゆとりがなくなってしまうという結果となりました。話題となったテレビ会議はそのような時間切れを補うために急遽用意してもらった

試みでしたが、遅きに失したという感を否めません。現地における支援活動は実際にはこのような形で行われてきましたが、時間が足りなくなった問題につき、やっぱり補充をする必要があると考えたときには、その後になって、それぞれの担当者がペーパーコメントを作成してベトナム語に翻訳してもらったものをベトナム側に送ってもらうという努力もいたしました。

他方、2002年の9月から10月にかけてベトナム民訴法草案の起草班を中心とする12名ぐらいのメンバーについての本邦研修が行われ、私どもと前後2週間にわたって、第7次草案についての検討会を持ちました。この検討会では、現地セミナーで取り上げた論点（例：管轄、検察院の役割、当事者主義と職権主義、証拠法、確定判決の効力、和解、上訴、再審・監督審など）だけでなく、それ以外の論点（例：保全処分、涉外手続、公示催告など）についても、朝から晩までじっくりとひざをつき合わせて議論をしました。したがって、このメンバーの中心的な人々には日本側の提案を十分に理解してもらったと思いますが、それがどれだけ立法過程に反映したかについては私どもとしては知るすべがございません。ただ、その後に成立しました第9次草案には、第7次草案について現地セミナーと本邦研修で行った私どもの提案がかなり幅広く採用されて、その限りではいい草案が出来たと考えられますので、ある程度成果があったのではないかと思っております。

（3 ベトナム民訴法の基本的手続についての日本側提案採否の評価）

最後に、先ほど留保いたしましたベトナム民事訴訟法の基本的手続についての日本側の提案と、その採否状況について、若干のお話をさせていただきたいと思います。

（（1）当事者主義規定の拡充とその不徹底）

まず、レジュメの最初に書いておりますように、当事者主義の原則が大幅に拡充されたということができると考えます。当事者主義の原則を具体化した規定を新しく設けたということです。そのような規定は第7次草案の段階ではほとんどありませんでした。先ほど申し上げた申立主義（5－1）であるとか、自白法理（80－2）であるとか、そういう基本的な当事者主義に関する条項が第9次草案から出てきました。それから、証拠提出責任の原則を、当事者が証拠を提出しなければならないというだけでなく、これが不十分である場合には不利益を甘受せざるを得ないという条文も付加されることになりました（6、79－1・2・4、84－1など）、当事者主義の原則がかなりの形で拡充されたということができます。

（① 訴えの提起権）

具体的に見てみると、まず、訴えの提起権の問題については、従来は、先ほどの副長官のお話にもありましたように、検察院が訴えを提起すること（起件）を認めたり、それから関係団体も訴えを提起することができるというように、権利主体の訴え提起権についてかなりの制約がありました。この点については、まずは検察院の訴え提起権については、これを廃止するという結論になりました（第21条第1項、第161・162条参照）。もう1つは、国家的な機関や社会組織などの訴え提起の問題につきましても、162条が具体的に、家族や児童機関、婦人団体など、法定された団体が法定された家族事件について訴えを提起する

権限があるという規定を置き、労働組合がやはりこれも法定された労働事件につき訴えを提起することができるという規定をおいている場合に限って、第三者の訴え提起権を認めることにしました。言い換れば、法律が明記する場合にのみ、団体訴訟なり、あるいは法定訴訟担当に相当する訴え提起が認められたということです。

これは、当事者主義の原則をこのようにして拡充して、原則的には他人の権利については提訴権を認めないこととし、ただ、その権利が私的な利益だけではなくて社会的あるいは公的・利益に関するとして法定された場合にだけ社会団体などの訴え提起権を認めるという規定でありまして、日本側の提案が採用された部分であると評価すべきであろうと思います。

(②) 自己決定権の原則（処分権主義）

それから、処分権主義についても、ベトナム民訴法第5条では自己決定権の原則と規定されておりますけれども、この自己決定権の原則もこれを徹底したということができます。まず、先ほど申し上げた申立主義を認めて提訴の範囲に限って審判ができるとする趣旨を第5条第1項に規定いたしました。これも日本側の提案が採用されたものとして評価いたします。ただ、訴えや申立ての範囲を特定して裁判所の審判の対象を明確にするために、訴状や申立書によってこのような審判の範囲を特定するに足るような記載事項を私どもは具体的に提案をしてきましたが、これは結局採用されませんでした（第164条第2項g・第312条第2項d参照）。しかし、この点につきましては法規の解釈・運用の問題でありますから、先ほど副長官がおっしゃっておりましたように、今後は最高人民裁判所の裁判官評議会が、解釈・運用のやり方の基準を定める指導文書を評議会決議という形で充実させていくといっておられますので、そういう運用に任されるのであろうと思います。

(③) 弁論主義

それから、当事者による事実主張につきまして、先ほど自白法理が認められたというお話をしました。これは日本側の提案が大幅に採用された1つであろうと思います。その点に関連しまして、第9次草案では同様の立場から、当事者の主張責任を非常にはっきりと定めた規定が新設されておりました（第9次草案第69条第1項、第93条第4項、第94条第4～6項など参照）。そして、これは事実と証拠を区別する趣旨を前提とした規定であったということができます。これは、私どもが具体的に図示までして起草班の担当者と十分に議論しましたので、その段階ではこういう規定が設けられたのだと思います。しかし、その後、昨日のフオン副長官との話合いにおける説明によりますと、第9次草案までは起草班が外国の経験を集めることによって主に法律専門家として彼らなりのレベルで法案を作成してきたが、第9次草案から初めて編集委員会が関与するようになって、第9次草案から第10次草案になる過程では、非常に高いレベルで改正されるようになったということですから、そんな細かいことまで規定する必要はないということで変更されたのではないかと思われます（第58条第2項a、第79条第4項、第80条第2項など参照）。

したがいまして、一方では自白法理の規定（第80条第2項）があるわけですから、今後は、これらの事実主張に関する法規もその解釈運用上の問題として、先ほどの最高人民裁判所の裁判官評議会議決という形で、具体的に請求原因事実や抗弁事実というような区別の仕

方などについての基準が作られていくのではないかと思っております。第79条第1・2項に規定されております証拠提出・証明責任の分配の問題もこれに関連するわけですが、こうした主張事実の区別を前提とする規定として解釈・運用されるようになることを期待しておるわけであります。

それから、当事者の証拠提出責任の原則につきましては、非常に徹底した規定がなされております(第6条第1項、第58条第2項a、第79条第1・2・4項)。その上で、裁判官、具体的には準備裁判官の証拠収集との関連については、まずは基本原則の規定である第6条第2項において、裁判所の証拠収集は本法の定める場合に限ると規定しました。次いで、第85条第2項において、当事者が自己自身では証拠収集ができない、証拠収集の申立てをしたときには、裁判官は証拠収集の手続をとることができるという規定を設けました。

したがいまして、この第85条第2項の規定の趣旨を第94条第1項の規定と関連して解釈すれば、当事者が具体的な証拠を指示して証拠収集の申立てをした場合にのみ、裁判官は証拠収集としての証拠提出命令や証拠調べをすることができるということになったわけであります(第94条第2項、第85条第2項)。この点についても、これらの規定だけではその趣旨が不明確なところがありましたから、昨日のフォン副長官との研究会において、議論の上、確認することのできた立法趣旨の内容であります。これは当事者主義を最も徹底した規定であると理解することができると思いますので、日本側の提案が全面的に採用されたと評価しております。

ただ、日本側の提案の中には、実は、最初に申し上げましたように、民事訴訟法の守備領域、適用領域が非常に広いわけですから、家事事件であるとか非訟事件であるとか、いわば単に個人的な利益だけではなくて、社会的あるいは公的な利益も絡むような事件についても、当事者の申立てだけによる証拠収集でいいのかという日本法の立場からの問題を私どもは提起してきました。しかし、そういう事件についても裁判所の職権による証拠収集を認めるという例外規定は定められないことになったわけであります。この点につきましても、昨日フォン副長官と議論をしました。フォン副長官のお話によると、もしそういう場合に裁判所の職権探知を認めることにすれば、当事者は裁判所に任せっきりになってしまって何もしないということになる。それじゃ逆効果だからそういう規定を置かなかったのだというお答えでした。なるほど、そういう現状を踏まえた立法的な決断があったのかという意味で何となく納得したわけであります。

((2) 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離)

次のテーマは準備手続と公判審理手続の関連でございます。先ほど申し上げましたように、公判審理手続は私どもの提案のほとんどが採用され、あるいはアメリカの影響もあったのかと思いますが、公開、対審、交互尋問等の手続を保障する規定が整備されております(第15・197・199・200・222~226・230条)。それからまた、当事者の冒頭陳述と尋問的手續とをはっきりと区別する手続を導入しました(第221条と第222条以下)。この区別は草案段階でははっきりしないまま、最初から裁判官の尋問、裁判合議体の尋問から始まるような手続だったのですが、当事者の冒頭陳述と当事者の尋問手続とをはっきりと

区別する手続となり、さらに、当事者の最終弁論も保障する手続となりました（第232～234条）。そういう規定はほとんど日本側の提案に沿うものであって、積極的に評価できると思います。

ただ、先ほども問題提起をいたしました準備裁判官による準備手続については、当事者の申立てによる証拠調べであっても、特に人証である当事者や証人・鑑定人尋問のときなどは当事者が対席しないまま裁判官だけが行うという尋問手続でありますから、やはり問題が残ります。特に先ほど申し上げた準備裁判官が合議体の裁判長になるという慣行が今でも継続されており、今後も続くだろうと思われますので、そうしますと、当事者の手続保障については配慮する必要があるのではないかと思います。

そういうことで、私どもは特に裁判官の証拠収集としての当事者・証人・鑑定人尋問手続については、当事者の対席する手続保障規定を置くべきであるという提案をしてきました。しかし、この提案は結局採用されませんでした。十分に理解されたのかどうか分からぬところもありますが、理解していただけなかつた結果として採用されなかつたのだろうと思います。

また、準備手続では当事者対席の下での人証の尋問手続が認められないとするのであれば、当事者の対席・対審が保障される公判審理手続に留保すべきではないかという提案もいたしました。すなわち、準備手続段階においては、人証以外の当事者陳述書などの書証その他の物証については、当事者が提出するか、あるいは提出命令によって所持者に提出させることによって証拠収集手続をするけれども、人証尋問については、準備手続段階ではその申立てのみを受け付けて、公判審理手続において初めて当事者・証人・鑑定人尋問をするという制度にしたらどうかという提案であります。そして、裁判官は準備手続段階で収集した書証などの物証を参考として当事者対席の下で争点・証拠の整理を行い、必要な争点について必要な人証に限って尋問手続をする集中的な公判審理を進めるための準備をするという制度にしたらどうかという提案もいたしました。しかし、時間の制約もあったかと思いますが、こうした提案も結果的には採用されないままになったというわけでございます。

((3) 利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲の問題)

(① 利害関係人の関係当事者化の問題)

最後の、利害関係人と判決の効力範囲の問題でございますが、まず、利害関係人が広い範囲で関係当事者として手続に関与させられることになるというお話は最初に申し上げました。当事者が訴えを提起する場合には、訴状には被告のほかに利害関係人とこれらの者に対する申立事項を記載することが要求されておりまして（第164条第2項d～g号）、最初から利害関係人を含めて訴訟をするという考え方が基調になっております。そのように当事者が最初から利害関係人に対しても申立てをした場合、あるいは逆に利害関係人自身が当事者に対して申立てをして参加する場合には、利害関係人も含めた共同訴訟となることは認められると考えられます（第56条第4項前段）。しかし、そのような申立てがない場合には、裁判所が利害関係人を手続に参加させるという規定を設けているのですが（第56条第4項後段）、それは当事者の自己決定の原則とは矛盾するのではないかという理由から、この部分は削除

したらどうかというのが私どもの提案の内容でございます。この提案は結局採用されなかつたわけですが、これも最終段階で具体的には最後の現地セミナーとテレビ討論でも議論をしたのですが、提案を採用するために十分な検討をする時間がなかったのだろうと思います。

それから、こうして手続に参加する利害関係人は原告・被告とともに関係当事者と名付けられて（第56条），基本的には原告・被告と同じ権利義務を持つと規定されており，一定の特則（訴えの取下げ・変更や請求の認諾・反訴提起など）を除き，原告・被告と同じ権利義務を持つことが前提になっております（第58～61条参照）。しかし、同じ利害関係人といっても、利害関係の程度が様々であるのにそれでいいのかという疑問がやっぱり出てきます。原告や被告と同じような利害を持つ利害関係人と、日本法の補助参加人と同程度の利害を持つ利害関係人とで同様な権利義務を認めるというのは問題ではないかという疑問であります。したがって、訴訟参加人の地位についても日本法の共同訴訟的参加人と補助参加人のような区別をすべきではないかという提案もいたしましたが、これも採用されませんでした。

（② 確定判決の効力範囲の問題）

次は、確定判決・決定の効力範囲、つまり、主観的範囲と客観的範囲の問題でございます。これらの問題については再三にわたって指摘し、提案もしてきたにもかかわらず、問題点を明確に認識してもらったのかどうかいまだに定かではありません。確定判決の効力の主観的範囲については、当事者主義の原則によって審判の基礎となる事実や証拠も当事者の提出した範囲でしか考慮しないという原則であるならば、その結果としての確定判決も当事者に限つて相対的効力を生ずるというのが筋じやないのかということになります。なのに、絶対的にだれでも確定判決を尊重しなければならないという対世的効力を生ずるということは、体系的にも整合性があるとはいえないということになります。

また、客観的範囲につきましても、訴訟物となった請求について審理判決をするのだから、確定判決の既判力（拘束力）は、訴訟上の請求についての判断にのみ生じ、その前提としての理由中の判断には及ばないと規定する必要があるという提案をしてきましたが、これも採用されませんでした。

さらに、条文を細かく検討してみると、証明を要しない事実の中に、判決の中でいったん認定された事実は証明を要しないと規定されています（第80条第1項b号）。この判決というのは、あらゆる判決を含んでおり、裁判所がいったん判決理由中で行った事実の判断については以後いかなる訴訟においてももう争えないという拘束力を生ずることになります。これでは客観的にも主観的にも限定のない判決中の事実判断の拘束力を認めることになって、不合理であるから削除すべきであるという提案をしましたが、この提案も採用されず、問題の規定はそのまま残ることになりました。

（③ 当事者主義の原則との矛盾）

結果的に、これらの問題は、結局は、私的権利についての私的自治原則の反映として当事者主義の原則を理解しますと、当事者主義の原則を徹底する規定をしたベトナム民訴法の立場とは矛盾するという結果となったのではないかと思います。

もちろん、私的利益だけではなく、社会的・公的利益も絡む家事事件や非訟事件については、

一方では、裁判所は職権探知をする権限を持つと規定するとともに（日・人事訴訟法第20条参照）、他方では、確定判決の対世的効力を認めた上で（同24条参照）、参加申出のない利害関係人に参加の機会を保障する決定ができるとする規定を置く必要があると思います（同15条参照）。しかし、ベトナム民訴法はその規定範囲が広範であるにもかかわらず、私的権利・利益に関する訴訟事件と社会的・公的利益の絡む事件との明確な区別をしないままに、一律に、審理手続についての同一の基本原則によって規律しようとしてきたために、今申し上げたような結果になったのではないかと考えております。

（IV 結語）

最後の結びとしての結語でございますが、再三申し上げましたように、ベトナム側から論点として提示された部分については、日本側の提案についても十分に問題意識を持って対応していただきましたから、十分に理解していただき採用される結果となったところが多いということができると思います。ただ、論点として提示されなかった部分で、日本側が体系的に考えて、問題であると考えた点については、時間的な制約があつたことなどのために、私どもが提案したことが必ずしも十分に理解していただけなかつたということが結論であります。そのような経過が民事訴訟法の中には結果として現れておるということであろうと思っております。

どうも、早口で時間の制約を考えながらお話をしましたので、分かりにくかったこともありますかと思うのですが、御清聴、ありがとうございました。

【井関】 吉村先生は主として当事者主義の側面をお話になりましたので、私はその反対の面から始めたいと思います。

ベトナム憲法第126条は、私的権利の保護のほかに、社会主義の合法性、社会主義体制の維持、人民の支配権の確保を裁判所と検察院の役割として規定しています。今回成立しました民事訴訟法でも第1条は民事訴訟法の目的を、社会主義体制の擁護、社会主義法制の高揚と国家利益の保護に資すること、国民に法を守るように教育をすることを、国民の権利の保護のほかに規定しています。

民訴法第1条の目的は、個々的な規定に影響を及ぼしています。最も大きいのが監督審制度であり、次には検察官の司法監督制度であります。ここでは、監督審について、日本側のコメントと法案、成立した法律の御説明をいたします。

ベトナムでは日本流に言いますと、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の3級の裁判所があります。訴訟の不服申立ては二審制で控訴審までです。第一審が高等裁判所のこともありますので、このときは最高裁が控訴審となります。この二審制の手続が尽きたときに判決に法定効力が生じます。日本的に言えば確定したことになります。しかし、このように法的効力を生じた判決について、法適用の誤りがあるときは判決を破棄できる手続があり、それが監督審と呼ばれています。監督審の大きな特徴は申立権が判決当事者ではなく、最高裁長官と検事総長だけにあるという点です。その他、申立期間が判決効力発生から3年と長く、当事者に公判立会権がなく、公判が公開されないこともあるというものです。

この制度は従前からあった制度ですが、今回の改正案にも現れました。ベトナム側は監督

審制度を存続させるつもりのようでしたので、私たちはベトナム側から積極的に意見を求められたわけではないのですが、4つの具体的な提案コメントをいたしました。

第1は、監督審申立権者が最高裁長官と検事総長だけというのはまず置いて、当事者に検事総長、最高裁長官に監督審請求をするように申し出る権利を認め、この申出があったときに限り、最高裁長官、検事総長が監督審請求ができるというものでした。監督審は当事者が判決に満足していても判決を破棄するという制度でしたので、このような提案で当事者主義を取り込もうとしたものです。2つ目は、監督審請求期間の大幅な短縮による当事者の地位の早期安定であり、3つ目は、当事者に公判立会権と弁論権を認めること、4つ目は、監督審公判を公開することでした。

これらのコメントは SPC（最高人民裁判所。以下同様。）の草案に取り入れられました。最終の第12次草案では、当事者に申出権を認め、この申出がなければ最高裁長官、検事総長は監督審請求をすることができないことになりました。監督審請求期間も短くなりました。当事者は監督審公判に呼び出すものとされました。

ところが、最終的に国会はこの案を拒否したのです。当事者の最高裁長官、検事総長への申出権自体を削除し、当事者が満足している判決についても監督審を始められることになりました。監督審請求期間も3年となり、経済事件、労働事件については従前よりも長くなりました。当事者の公判への呼び出しは裁判所が必要と認めた場合に限られました。我々のコメントは起草者の SPC には受け入れていただいたけれども、国会では逆の結論が採られたということになります。

このように日本側のコメントが SPC には受け入れられたけれど、国会では拒否された例はほかにもあります。和解についての従前の法令や当初の改正案では、和解合意ができて調書に記載されても15日間は和解合意を撤回できることになっていました。この制度はカンボジアにもあるのですが、民法では成立した契約の撤回を許さないと統一がとれないし、和解を積極的に勧めるのに妨げとなると思いましたので、そのようなコメントをしました。このコメントは SPC の草案には取り入れられましたが、最終的に国会はその案を採用しませんでした。SPC と国会の立場の差を感じさせられたことでした。

検察官の司法監督権は、法廷立会いが一部事件だけになった点で縮小されましたが、当事者が満足していても検察官が控訴できること、先に述べましたとおり検事総長は法的効力を有する判決の破棄を求める監督審請求ができるることは維持されました。

次に、制度整備的な側面を日本の支援と関連させながら2つ御紹介します。

第1は従前の民訴法令になかった制度が導入された分野で、具体的には民事保全と訴訟手続における強制の分野です。保全処分は従前の民訴法令に条文が2つだけあり、民訴手続に付随する軽い制度と見られていました。ベトナム社会主義共和国はアメリカ合衆国との通商協定で知的財産権についてですが、保全処分制度を整備することを約束しました。それで2002年になってから民訴法草案の中に保全処分に関する規定を整備する方向となり、日本側は積極的にコメントを行いました。コメントは、保全処分類型を整備すること、特に知的財産権に関する仮処分の規定を明確にすること、保全処分発付の要件を明確にすること、

不服申立手続を置くこと、不当保全処分を理由とする損害賠償制度を置くこと、保全処分発付の際には担保を要求することなどを、具体的な改正内容を明示してコメントいたしました。これらの提案は今回成立した法律の中に取り入れられました。ただ、残っている問題と思いますのは、知的財産権に基づく仮処分であります。成立した民訴法では、知的財産権に基づく仮処分は保全処分の類型の中に加えられませんでした。もっとも、第102条の第12号に、行為を命じ、又は禁止するという仮処分が規定されていますが、この規定はあまりにも広過ぎて具体的に適用するのに困難を生じるかと思います。あまりこの仮処分は出さないという考え方かもしれません。また、この類型の仮処分については、被保全権利の立証は必要でなく、担保も必要でないことになっているのも問題と思っています。

第2に新しい制度として、訴訟の進行を妨害した者に対する制裁が取り入れられました。従前は、証人が不出頭でも制裁がなく、刑事被告事件である証人を勾引できなかったのです。法廷秩序維持の制裁もありませんでした。私たちは訴訟における制裁又は強制の問題を整理して紹介し、コメントを加えました。成立した法律では、証人の不出頭に対し、罰金を科するほかに勾引をできることになりました。文書提出命令に従わないときの制裁も規定されました。従前は訴訟当事者以外の者に対し制裁を加えることに躊躇をしていたようですが、そのバリアーが解けたようです。しかし、逆に証言拒絶や文書提出拒否事由が定められなかつた問題点があります。法廷秩序維持のための制裁も導入されました。裁判所にとって利用しやすい制度になったと思います。

最後に、ベトナム側から日本の制度の紹介を求められて、ベトナム側では真剣に採用を検討したものの、結局は採用されなかつたものについて申し上げます。

その1つは簡易な手続です。ベトナムではすべての訴訟に1つの手続が適用され、裁判は常に3人の合議体でなされます。重い制度です。SPCは1人の裁判官による簡易な手続の導入をしたかったようです。それで私たちは、簡易裁判所、簡裁判事、地裁における単独裁判官による裁判、簡易裁判所の簡易手続、少額裁判制度、支払命令、欠席判決、自白などの日本の制度を紹介しました。これらのうち単独裁判官による支払命令類似の制度と争いのない事件についての簡易な手続が草案に現れましたが、最終的には採用されませんでした。私たちもベトナム憲法が公判は合議体で行うとの規定があるので単独裁判官による処理は難しかろうと思っていました。しかし、自白、擬制自白のあるときは証拠不要との規定が置かれ、地裁レベルの管轄権が拡大されたので裁判所の負担軽減にはなると思います。

2つ目に強い関心を持たれた日本の制度は調停であります。真剣に検討され、人民参審員に和解をしてもらう案も現れましたが、調停類似の制度の導入はありませでした。

まだほかにもたくさんお話したいことがありますけれども、時間でございますので、これで終わりにさせていただきたいと思います。

質疑応答

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き質疑応答に入りたいと思います。先ほどもお話しいたしましたが、フォン副長官がこの後、御退席されますので、フォン副長官に対する御質問がお有りの方は、この機会には是非お願ひします。

既に立命館アジア太平洋大学の鈴木康二先生から御質問があるということでメモをいただいておりますけれども、よろしければ御質問していただけますでしょうか。

【鈴木（康）】 立命館アジア太平洋大学の鈴木と申します。

実際に今回の民事訴訟法が成立したということで、これから非常に便利になるかと思いますけれども、現実の日本の企業といいますか、外資系企業の業務としては実際どういう影響があるのかということを、少し具体的に想定したケースでお聞きしたいと思います。

いわゆる新民事訴訟法の成立前と成立後の消滅時効についてという質問です。ベトナムの外資系企業（ベトナム法人）と外国企業（外国法人）との間で、外国企業が外資系企業にサービス供給契約をしたとします。例えば、ホテルマネジメント契約があったとします。そのときに、新民事訴訟法が施行される以前においては、この本サービス供給契約は外国語による契約になるのか、ベトナム法における経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのかというのが、まず第1の質問です。

第2の質問は、それに基づいて、本サービス供給契約のサービスの対価、支払請求の消滅時効というのは、経済契約だからということで、経済契約の第6章に書いてあると思いますけれども、ordinance on procedure for settlement of economic dispute が規定するところの6か月なのか、それとも商事契約だということで商法が規定する2年なのかというのが、質問です。

今度は、民事訴訟法が施行された後の話についてなんですかけれども、そうすると、本サービス供給契約というものは、いわゆる外国語による契約として認められる余地はあるのかと。それから、ベトナムにおける経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのか。

それに基づいて、最後の質問ですけれども、本サービス供給契約のサービス対価の支払い請求の消滅時効というのは、ordinance on procedure for settlement of economic dispute の規定するところの6か月なのか、それとも商法の規定するところの2年なのか、それとも、新民事訴訟法の第159条の第3項の、英語が規定するところの2年なのか、その他ベトナムの規定する格別の消滅時効なのか、それとも外国の法律によるところの、外国の法律に規定するところの消滅時効をも認めてしまうのか。特にこれは日系企業が関係することとして十分起り得るような話だと思います。それから、ベトナムにおいてなされるサービス契約ということなので、ベトナム法の適用があるかと思いますので、どのように現実に変わることについての質問として出させていただきます。よろしくお願ひします。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。企業活動の観点からの御質問ですが、お答えいただけるのであればお願ひしたいと思いますが、実体法に関する問題でもあり、仮に御回

答に時間要するということであれば、後回しということにさせていただきたいと思いますが、鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木】 はい。

【司会(廣上)】 それでは、申し訳ありませんが、ほかに御質問がございましたらどうぞ。

【杉浦】 名古屋大学の杉浦と申します。

今日は、フォン副長官の御講演をお聞きしまして、その中で民事訴訟手続における検察官の権限がかなり限定されたという御報告がございましたけれども、新しい民訴法典を拝見させていただくと同時に、先ほど井関先生の御報告にもありましたように、いまだ裁判の領域において検察官も一般監督制度が残っているということについて、1つ御質問したいということあります。

御承知のように、検察官の一般監督制度は旧ソ連圏でもありましたし、そして、ソ連の崩壊に伴って、取り分け裁判の領域における一般監督制度というものが大体廃止される傾向にあるわけです。その中でベトナムが今なお、こうした裁判の領域における検察官の一般監督制度を残さざるを得ない現状とは何か、それを副長官からお聞きしたいということであります。

以上です。

【フォン】 先ほどの鈴木先生の質問について、すぐ答えられる質問としては、まず、時効関係ですけれども、法律が変わっても時効に関する部分は何の変更もありません。それで、大原則としては、それぞれの分野の実体法というのがあります。例えば、航海、マリン関係ならば航海法の実体法の規定にのっとる時効の部分、商業的取引の部分は商法の時効の規定にのっとってその時効が決められるのです。

ただ、今回の民事訴訟法の時効に関する、特に提訴、事件を訴える時効に関しては、まだ法律としてどこかに規定がない場合に、そこで初めて民事訴訟法の第159条の第3項の規定にのっとることになります。そうすると、この民事訴訟法が今年の1月1日から施行になっていますので、1月1日以降に取引等が生じた場合には、現行の民事訴訟法の時効の適用を受けることになります。そう言いますと、その関係、例えば、経済の取引に関しては、以前の場合、つまり1月1日より以前の場合には、その時効が6か月だったものが、今度新しい法律適用を受けるとなりますと2年の時効になるわけです。

ただ、ここでもう一度強調しておきたいのは、あくまでもその分野の実体法で、その時効の規定がない場合、初めて新しく制定された民事訴訟法の第159条の適用を受けることになるわけです。

2つ目の杉浦先生の質問です。検察に関する質問です。裁判や公判に参加するということですが、本当に、これを制定する段階で、お互い相手を説得して、自分の言い分が通るよういろいろと激しく議論がされた部分です。そこで、検察院の出番というのは非常に限られていまして、2つの場面だけが規定されています。それは、証拠収集の場合に、裁判所がその証拠を収集して、その証拠収集は、客観性が疑問視されている場合に、初めて検察官がその公判に参加して、その証拠収集の客観性が問われる場面になるわけです。

もう1つの類型としては、検察院が第一審の判決並びに第二審の判決に対する検察院の異議申立ての場面です。異議申立てをした以上、検察官は公判に参加して、その申立ては根拠があるかどうかを主張しなければなりません。私が知っているところ、世界各国のある国で、もっといろいろな類型の事件に、例えば、公的な利益、国家の利益にかかわるときには、もっと検察官も関与するようになります。実際、民事訴訟法が今回制定される以前には、そのような類型の事件も検察官が関与するような規定もたくさんありました。条文を御覧になってください。第21条の第2項において類型テストは2種類に限られるようになりました。やはり、全体的な潮流にマッチするようにする意図があります。私の知っているところ、いろいろな国には民事事件とか家事事件とかは、全く検察が関与しないという国はたくさんあります。やはり、訴訟権を行使するのは刑事の場面だけです。それでも、それぞれの国の特殊性、特異性があるからだと思います。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。

【足立】 関東学院大学の足立と申します。

私は刑法を専門としておりますので、民事訴訟法はあまり知りませんが、ちょっと専門的なことをお尋ねします。先ほど井関さんがおっしゃっていました監督審の話です。日本あるいはほかの国に、あまり監督審や監督裁判所というものはありません。ところが、私のつたない知識の中ですと、イタリアには監督裁判所というものがあります。そのようなイタリアの監督裁判所等を引き合いに出されて、作られたのではないかという気もしますが、その点はいかがなんでしょうか。

【フォン】 先生方もおっしゃっているように、我々は監督審というのですが、ほかの言葉で言うと、判決を破棄する裁判所という言い方もあるのですけれども、それでよろしいでしょうか。そういう場合があるのですが、ただ、ベトナムの場合と違っているところは、世界各国では当事者が申し立てたりして、それによって裁判官評議会がその申立てに対してその判決を破棄するかどうかを破棄裁判所で決めることになりますが、ベトナムの場合は、当事者が、その監督審を裁判所とか検察院に対して提案するような形で申立書を出しまして、その申立てを許可する、認可する、容認するという意味で、初めてベトナムの最高人民法院の長官とか最高人民検察院の検事総長がその監督審を行うことになります。そして、その原判決が正しかったのか正しくなかったのかを判断し、それを破棄するか破棄しないかの形で決めまして、その原判決の本質の部分までを検討はしないのです。

以前の国会令、今の民事訴訟法の以前の段階では、第一審、第二審の原判決よりもほかの範囲までも監督審では審理することになっていたのですが、今回の法律の中では、あくまでもこの監督審は、第一審、第二審の原判決のままの精神を尊重し、場合によっては差し戻してベトナムの二審制の実施を保障するという意味で監督審が行われています。ということは、本質的には、その原判決が正しかったのか正しくなかったのか、それを真に審査するだけで、それもあくまでも最高人民法院の長官と最高人民検察院の検事総長の建議がなければそういうことは行わないわけです。

この監督審の評議会で最も高い権限を持っているのは最高人民裁判所の中の裁判官評議会で、13名の裁判官から構成されています。そして、この監督審は非公開ではなく公開で行われて、ただし、当事者の呼び出しは、必要の場合に当事者を呼び出して、つまり、新しい事実などが出てきて、それを尋問するためには当事者を呼び出したりして、基本的にはその監督審の建議の内容にのっとって審理が行われるようになります。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。予定時間が迫ってきておりまますので、あとお二人くらいでお願いします。

【松浦】 名古屋大学の松浦と申します。

検察官に関する議論は国会で行われたのかどうかというのが1つです。2番目は、その場合の国会の審議は議事録の格好で記録に残るのかどうかという点、2点を教えていただけますか。

【フォン】 すべて国会で審議されている内容でありまして、正直に言いまして、ベトナムの検察院の方はもっと関与したかったのです。つまり、2002年の検察院設置法によつては、100パーセントすべての事件に検察が関与をするような規定があるからです。しかも、ベトナムの実際の事情から、又はBTA（アメリカ・ベトナムの通商条約）とか、日本の専門家の皆さんのお見などをまとめて、結局、先にも述べましたように、検察官はそこまでしか関与するべきでなくなつたわけです。すべて議事録に残っております。

また、公開的に今のテーマも国会で審議されていて、また、このような部分部分でけれども、非常に重要な部分に関しては、その個別の部分で表決がとられたわけです。その法案の全部を一括して表決するだけではなくて、1項目ずつ重要な部分に対してです。いろいろなケースが国会の審議の場に提示されていて、そこで表決がとられるわけです。例えば、100パーセント参加させるべきだという方に、何人ぐらい手を挙げていたのか、すべてそれぞれ表決がとられたわけです。

【司会（廣上）】 それでは、もうお一人、御質問をどうぞ。

【鈴木（賢）】 北海道大学の鈴木と申します。

私は中国の法律を専門にしておりまして、中国と比べまして、今回のベトナムの新しい民訴法はより当事者主義的になっているという感じがいたします。中国の方が職権主義的な色彩を強く残していると。

その上で、しかしながら日本の専門家からすると当事者主義は不徹底であるという不満があるようですが、当事者主義を正常に機能させるためには2つのインフラが必要であろうというふうに思っています。

1つは、訴訟当事者の举証能力の向上ということでありまして、举証ができなければ、結局、権利を持っている者が救済されないということになりかねないわけです。そのことは、司法制度自体に対する信頼を失わせることにもなりかねないということで、中国の場合も当事者主義化に二の足を踏んでいるという実情がございます。当事者の举証能力の向上という点で言えば、もちろん弁護士の数と質が伴っているか、それから当事者が経済的にそれを依

頼する力があるかという問題があろうかと思います。

もう1つは、情報の公開が進んでいなければ当事者が証拠を収集しようとしてもできないということです。結局、裁判所が直接行かなければ何もアクセスができないという現状があるならば職権主義的な証拠調べに頼らざるを得ないという現状が中国ではございます。そういうことが、ベトナムの場合に非常に妥協的な印象を受けますけれども、当事者主義化を徹底できない背景にどういうことがあるのかということをお伺いしたい。これが第1点でございます。

もう1つは、先ほど以来ちょっとお話に出ました裁判官評議会、それから下級の裁判所の場合には裁判官委員会というのが設けられているようですが、中国では裁判官委員会というのが各裁判所にございまして、再審や監督審のみならず通常の裁判についても、最終的な決定権限は直接審理を担当しなかった裁判官委員会が持っており、裁判官委員会の決定には合議体は従わなければいけないという制度的な仕組みになっておりますが、ベトナムの場合に、この裁判官評議会ないしは裁判官委員会が通常の具体的な案件処理に介入するルートを持っているのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

【井関】 フォン副長官がお答えするところですが、通訳がされている時間を利用して今の質問の後半部分だけを、私の知っている限度でお答えします。ベトナムではそのような裁判官評議会が具体的な事件を指揮するということはありません。ただ、最高人民裁判所に限りましては、最高人民裁判所の各部がした裁判についての監督審は裁判官評議会が行うことになりますので、裁判官評議会はSPC各部の上にあるといえます。

後の問題はフォン副長官にお答えいただこうと思います。

【フォン】 なぜ、まだ100パーセント当事者主義を徹底していないのかと言いますと、やはりまだ幾つか、当事者が自分から証拠提出するのではなくて、裁判所がそれを助けて、出したり出させたりすることも残っているわけです。やはり、まず弁護士の問題です。以前、元法務大臣の三ヶ月先生と話したときには、ベトナムの人口8,000万人である場合には少なくとも2万人の弁護士が必要だという意見がありました。皆様、今のところベトナムの弁護士の数は3,500人しかいないのです。3,500人の大部分はいわゆる新米弁護士です。まだ卒業したてで、6ヶ月ぐらいの研修しか受けていない者ばかりです。だから、民事事件で弁護士が関与している事件というのは、本当にパーセンテージも数えられないほどです。指折りでできるのです。つまり指で数えられるぐらいの事件の数です。

もう1つは、ベトナムの行政機関は官僚主義がまだ強いのです。例えば、国民がある行政機関に来て、何らかの証明書の交付を申し立てても、それは、なかなか難しい問題です。例えば、土地使用権だとか、住宅使用所有権だとかいうものです。もちろん、すべての行政機関がそうではないですけれども、そういうところもあるということです。国民としては、実際私はその行政機関に行きましたけれども、なかなか発行してもらえない、それなら、私の代わりにどうか裁判所、お願いしますよということです。

もう1つは、多分、日本でも同じですが、それは個人のプライバシーとか企業秘密の場合もあるかと思います。例えば、離婚事件で、奥さんの方が御主人の所得を把握するために、

御主人の会社に行って、所得証明書、給料証明書を請求しても、なかなかその会社は交付しないだろうし、そういう場合は裁判所の命令がなければ多分提供しないでしょう。そもそもの理由がありますけれども、幾つか今挙げました。

先ほどの、裁判官委員会とか裁判官評議会については、裁判官評議会というのは、最高人民法院の中にありますと、裁判官委員会は、プロビンスレベルの裁判所の組織であります。例えば、1つのディストリクト級の裁判所の確定判決を監督審する合議体は、プロビンス級裁判所の裁判官委員会によって行われます。しかし、仮に、このプロビンスレベルの裁判官委員会の決定が正される場合、つまり間違っている場合、それを審議する権限があるのは、しかもその最終的な判断を国会でも変えられないのが、最高人民法院の中の裁判官評議会です。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。

予定の時間をかなり経過しておりますが、せっかくの機会ですから、もし皆様の御了解を得られるのであれば、あとお二方に、既に手を挙げていただいているので質問していただきたいところですが、よろしいでしょうか。

では、佐藤先生と金子先生にお願いします。

【佐藤】 名古屋大学の佐藤です。

今の問題、当事者主義の問題というのは、日本も100年前にドイツから法律を輸入したときに同じような問題がありました。結局、裁判が機能しないというために、調停というものが日本の伝統の中にあったものですけれども、それを司法が近代化していきました。そして、それが民事調停制度という形で今日に至って、ある種1つの成功を収めていると思います。その点で、井関先生が最後に話されたことですが、調停制度を裁判所が採用するかということについて、非常に関心が高かったけれども、結局採用できなかつたという点、この点、今後の展望を含めてお伺いしたい。

現実に、草の根調停、いわゆるトゥ・フォア・ザイという、和解組というふうに日本語に訳しますが、そういった調停が末端の行政レベルで行われているわけです。それは紛争が司法に行かないように、そこでブロックするような形で和解の強制になっているという現実もあるようですね。そういう意味で司法がそういった調停に関与することによって、民衆レベルの正義というのが実現できるような可能性というものを新しく考えたいと思うのですが、この点、裁判所として今後どういうふうに取り組まれるのか、現実的なオプションとしてどうなのかという点、お伺いできればと思います。

【フォン】 ベトナムでは、訴訟へ持ち込む前の段階の和解、つまり国民レベル、末端レベルでの和解は非常に奨励されているのが実態です。それで、ベトナム的に言いますと、末端組織の和解に関する国会令というのがあります。そして、日本の法律で言うと調停委員というのですが、ベトナム的に言いますと、そういう国会令の中では和解委員というのです。これは全く裁判所が関与しない領域です。しかし、裁判所としては非常にそのシステムを歓迎し、奨励しています。裁判所としては、必要に応じて和解委員の知識を向上させるための研修なども行います。要するに、裁判所の負担を軽減したいからです。和解がたくさんあれ

ば訴訟に持ち込まれないからです。

我々が今考えているのは、今のような和解の形をもっと拡大して、和解・合意するだけではなくて、その後の執行も任意的に自主的にしてもらいたいと思っています。でなければ、和解の後、また紛争の形に持ち込んで、また、裁判所に持ち込まれる可能性があるからです。

そこで、新しい意見としては、今のような和解のシステムで両当事者の合意の調書を裁判所の決定で認可し、1つの法的な効力を持たせて、強制執行の効力も発生するようなものにしようという意見も出されています。一応、将来、規定になるように検討されている最中ですが、その点は皆さんも賛同してくださるかどうかお伺いしたい。

もう1つ、裁判での和解のシステムに関しては、以前の国会令などと比べると、かなり進歩したような規定が設けられたようになっています。つまり、第一審の公判を開催する前の和解のための期日を設けることです。このように、いわゆる第一審の前の和解期日において、裁判官の能力が良ければ、おそらく和解が成立する事件の比率も高くなっていくと期待できると思います。

どうでしょうか、私の今の答えが先生の御質問にマッチしているのかどうかちょっとよく分かりませんが。

【佐藤】 ありがとうございます。そのとおりなのですけれども、今後、司法として、裁判所として、そういう行政調停調整を司法の一環として独立した形で取り込んでいくということはどうなのでしょうか。確かに和解が成立すればそれは裁判所の負担も軽減していくのですけれども、当事者にとって不利な和解を無理やりさせられるということがあってはいけないですから、その和解の中で一定の正義を実現する必要がある。そういった法と合意のつまり和解の調整というか、折衷が必要になる。そういう意味で、そういう工夫がされるのかどうかということですね。

【フォン】 そういうので将来的には、末端組織の和解に関する国会令の規定の中に、裁判所が訴訟前の和解を認可するためには、やっぱりスタンスをきちんとする、つまり、合意に脅迫があったのか、片一方の当事者に不利が与えられているかどうかなど、いろいろ検討して初めてそれを認容するかしないかになるわけです。これも、認められる余地は、やはり民訴法の中に規定として残っておりまして、つまり、その他の民事事件、非訟事件を法律の規定しているところで裁判所が処理する権限は許されているという規定があるからです。

【司会（廣上）】 それでは、最後に金子先生、御質問をどうぞ。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

1つだけ非常に素朴なお尋ねをさせていただきたいのですが、吉村先生の御報告の中で、論点提示方式の支援になったということに触れられて、そういうお話を承りまして、この関連で副長官にお尋ねなのですけれども、今回の民事訴訟法の関係で、日本側へ協力が要請された論点のそもそも浮上するきっかけについて、お尋ねしたいと思います。

想像するには、アメリカとの通商協定であるとか、それから地場の外国人弁護士であるとか、そういったブロックからの要請といった形できっかけが形成されているのではないかといった想像を働かせておりますけれども、実際にそのようなものであるのだろうかというこ

とです。

そして、副長官のお考えとして、日本がこういった論点の浮上過程のより早い段階で関与していくことを、今後そういった余地があるだろうか、あるいはそういった機会があるだろうかといった辺りもお尋ねしたいと思います。

【フォン】 特に、民事訴訟法の範疇だけではないのですけれども、例えば、我々が日本の専門家に対していろいろな論点に対してのコメントを求めているときには、あくまでも、例えば、民事訴訟法の編纂委員会とか起草班として、その段階ではまだいろいろな課題として残っていて、どうしても最後まで解決できないような課題がある場合には、諸外国の意見、知恵を伺うことになります。ただ、その諸外国の意見に関しても、その意見は、ベトナムの実際社会、ベトナムの今の国際化の時代に対応するためのニーズ、また、外国専門家の経験がうまく適応できるかどうか、そういういろいろなことを踏まえて、特にどこかの圧力とか何かを受けて、そういう論点が浮き上がったわけではないです。ということで、特に何かを特定して意見を伺っているわけではなくて、準備段階でその当時の草案が、例えば、日本の専門家に全部渡されて、その中でも我々としては、専門家も時間の制限があるので、特に強調してこの部分では非意見をお伺いしたいのと同時に、ほかの部分で可能であればそれも是非コメントを頂戴したいというふうになってています。

もう1つは、もっと早い段階に日本の専門家が関与する余地があるかどうかですが、私たちにとっても非常に残念に思います。つまり、JICAの技術支援プロジェクトが昔からありましたけれども、法律分野においては、一番最初のベトナムのカウンターパートとしては、ベトナムの司法省の1機関しかなかったわけです。例えば、1995年のときにも私はベトナムの司法省の研修団の一員として、特に麻薬犯罪関係の刑法の研修のために来ました。おそらく我々の組織の名前、最高人民裁判所と聞いて、JICAもちょっと協力しにくいかと思って遠慮していたのかもしれないですが、しかし、実際、我々といろいろな協力関係を持つようになります。日本の専門家も多分体験していると思いますが、最高人民裁判所としては常に日本の専門家の意見を尊重し摂取する姿勢ができております。先ほどお二方の先生もおっしゃったように、先生方のコメントのすべてを反映できないのは事実です。それは、ベトナムの今の事情、ベトナムの民度が理由でありまして、その一部分を摂取するという点から言えば、徐々に今後取り入れる部分もあれば、永遠に入れられないものがあるかもしれません。

例えば、判決書1つを例に挙げても、日本の判決書はまず主文がありまして、その他は認定とかがありますが、ベトナムの場合は逆になります。形はどっちにしろ、最終的には国民の権利と利益をどう保護するのかが大きな観点だと思います。どうでしょうか。

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

まだ御質問したい方がお有りかと思いますけれども、何分もう時間がかなりオーバーしております。御了承願いたいと思います。

ここで、長時間にわたって質疑に応じていただいたフォン副長官に改めて拍手をお願いします。

【フォン】 最後に、この場をお借りしまして、今回の来訪団の代表並びにベトナム最高

人民裁判所の代表として、皆様、特に JICA を始め、法務省の法務総合研究所、関係機関、そして先生方に対して、心から感謝の意を表して、また、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げ、あいさつを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官、どうもありがとうございました。

これで、前半を終了いたしたいと思います。休憩に入ります。

（休 憩）

報 告

「カンボジアにおける法曹養成支援」

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際室長・弁護士

三澤あづみ 法務総合研究所国際協力部教官

【司会（廣上）】 それでは、後半のプログラムを開始したいと思います。

後半は、日本弁護士連合会の国際室長矢吹公敏先生と、法務総合研究所国際協力部教官の三澤さんから、「カンボジアにおける法曹養成支援」という演題で御報告をお願いいたします。それでは、矢吹先生、三澤教官、お願いします。



矢吹公敏 様は、日本弁護士連合会の国際室の室長をしております。矢吹先生は、1995年のベトナム・カンボジア本邦研修からはや10年ほど関与しております。今回は、法整備支援の1つの柱である法曹養成について、三澤教官とともに、カンボジアのプロジェクトについてお話ししたいと思います。

まず冒頭、プロジェクト前までのカンボジアの法曹養成の現状について簡単にお話ししたいと思います。

カンボジアは御存じのように、1975年から79

年までポルポト政権の下でかなりの知識人が殺されたという現実がありました。その結果、ポルポト政権終了後、数名の法曹しか残らない、それは4名とも5名とも言われておりますけれども、こうした数の法律家しか残らなかったということあります。その後、裁判官、検察官、弁護士にはある一定の知識人層、学校の先生等が任命され、実際の裁判実務を実施していたということあります。その後、海外に逃れていった方々が帰国し、一定の数の法曹がまた実務についている現状はありますが、まだまだ十分な数には至っていませんでした。1990年初期には UNTAC の下で裁判制度が再構築されようとして、刑事手続では、弁護士の養成のほかにディフェンダーという新たな役職を設けまして、被疑者・被告人の権利の擁護、裁判への弁護人としての活動を行っていました。

まず、弁護士の方を申し上げますと、その後、弁護士法が95年に制定されまして、その弁護士法の第31条で、弁護士養成校でトレーニングを受けた者が弁護士になることを原則

とするということになりました。その後、95年から97年まで主にアメリカの支援を受けて養成校ができまして、年に3、40名の卒業生が卒業してまいりました。その後、97年に御存じのようにライオットがありまして、アメリカの支援が一斉にストップいたしました。

そこで、この養成校も中止をされまして、その後2002年に新たな養成校ができるまで、若干の人数の方々が特別の規定に基づいて弁護士に選任された以外は、相当数の弁護士はないという状況にありました。

ちなみに、1996年、私が最初にカンボジアに参りましたときには100名程度の弁護士でしたが、その後の養成校3年間も含めて、2002年には250名程度の弁護士が登録されていました。実働は180名であります。実働レベルでとらえますと、カンボジア1,100万人の人口に占める弁護士の割合は、5万人から6万人に1名ということになります。先ほどベトナムの例でお話しいただきましたが、約2万3,000人に1人、日本でいきますと、弁護士数がやっと現在2万人になったところですが、5,000人から6,000人に1人、これを5万人にしようとしておりまして、2,000人程度に1人ということを考えています。いずれにしても、カンボジアでは現状まだ5万人から6万人に1名、特にプノンペン地域に集中しているという現状がありました。

以上が、この養成校が出来る前までの現状についての御報告です。

【三澤】 次に、裁判官や検察官の状況について御説明申し上げます。

現在、カンボジアには約200名の裁判官・検察官がおり、彼らは司法の独立を擁護するために設けられた司法官職高等評議会という機関によって任命されます。この機関が設置されるまでは司法省によって任命されていましたが、いずれにせよ明確な資格要件が法定されておらず、いわば個別に審査をして任命されるという状況でございました。そして、任命前後の研修や訓練も、これまで体系化されておらず不十分なままであったというのが現状です。

そこで、カンボジアの司法制度改革においては、実務法曹の質と量の確保が重要事項として位置付けられ、2002年2月に裁判官及び検察官の養成機関として王立司法官職養成校が設立され、2003年11月に第1期生55名が入学いたしました。今後は、この学校の卒業者のみが裁判官・検察官として任命される予定です。

【矢吹】 以上が、私どもの協力前の法曹養成の姿でしたが、今から、それぞれの学校における私たちのプロジェクトについて御説明したいと思います。

まず、司法官職養成校における裁判官・検察官の養成について、三澤教官から話していただきます。

【三澤】 王立司法官職養成校では、2002年2月の設立以降、準備段階からJICAカンボジア事務所、そして当時のJICA長期専門家でいらっしゃいました安田佳子弁護士を通じて日本に対する協力依頼がなされてきました。そこで、安田専門家が現地アシスタント1名を司法官職養成校に常駐させてレポートを提出させるという形で司法官職養成校に関する調査を実施なさる傍ら、2003年11月の開校以後は、当時、起草作業が進行中であった民法に関する講義を数コマを担当なさるなどの協力を実施していらっしゃいました。

そして、ちょうど1年前の2004年2月、私がJICA短期専門家として司法官職養成校

に派遣され、6か月間にわたってプロジェクト化を前提としたニーズ・アセスメントとプロジェクト原案の策定に当たってまいりました。私が派遣された時期は、第1期生の前期研修が行われていた時期であり、私は、講義の聴講、教官、研修生及びドナー担当者へのインタビュー、そして、自ら試験的講義を実施するなどの方法によって調査を実施してまいりました。

その結果、司法官職養成校の問題点として浮かび上がったのは、第1に非常勤講師の件でございます。現在も司法官職養成校には常勤の専任講師が配置されておらず、現職の裁判官や検察官が、それぞれの裁判実務又は検察実務の合間を縫って、司法官職養成校で教鞭を執っております。なお、これら教官の中には、これまでJICAの技術協力プロジェクトとして実施してきた民法及び民事訴訟法各草案起草支援におけるワーキンググループのメンバーとなっている裁判官数名が含まれております。

そして、問題の第2は、体系的なカリキュラムと教材の欠如であり、第3は、非常勤であるためか、教官同士のコミュニケーションが乏しく、各教官が孤立した状況で講義を担当していること、教官と司法官職養成校の教務部との連絡もあまり密でなく、ますます教官の孤立化が進んでいることが挙げられます。

第4は、これらの問題点を現実的に解決するためと思われますが、司法官職養成校自身がドナーに過度に依存する傾向にあることです。例えば、養成校の非常勤講師だけで講義のコマが埋まりそうになければドナーに講義を依頼する。講義の実施に関して、何か資材が足りなければドナーに協力を要請するといったような依存傾向が強く見られました。

これらの問題点を踏まえ、私は、JICA及び法務総合研究所国際協力部と協議を重ねながらプロジェクト原案を策定してまいりました。御存知のとおり、これまでのカンボジア法整備支援においては、民法及び民事訴訟法草案という大きな財産が得られておりますから、司法官職養成校のプロジェクトにおいてもこの財産を最大限に活かし、民事系科目に特化して支援を行うことにいたしました。そこで体系的なカリキュラムと教材の欠如という司法官職養成校の問題点を解決するため、民事系科目を効果的に教授するためのカリキュラム及び教材作成に関する支援、取り分け要件事実論を含む実務的事項に関する支援の実施がプロジェクトの大きな柱として掲げされました。

ただ、その前提として、司法官職養成校の教育体制があまりにも脆弱であるという問題意識があり、むしろ司法官職養成校の側で教官同士、さらには教官と養成校との連絡やコミュニケーションを密にして、カリキュラムの策定や教材作成を行うための体制作りを促進するため、日本の司法研修所の民事裁判教官室のような組織の設置を提言することもプロジェクトの柱として掲げられました。

しかしながら、このプロジェクト案を実施するに際して幾つかの問題が予測されました。

その1つは、司法官職養成校のニーズとプロジェクト原案の間に大きなずれが存在していました。先ほども申し上げましたが、司法官職養成校では、人的・物的リソースの不足から、平たく言えば、困ったことがあるとドナーに相談するというドナー依存の傾向が非常に強く見られます。そのため、日本に対する要望も、JICAが日本の専門家と協力しながらクメール語で教材を作成してほしいとか、日本の裁判官を司法官職養成校の講師として派遣し

てほしいとか、日本の裁判所において司法官職養成校研修生の実務修習を引き受けてほしいといった日本依存型のものでした。

また、私たち日本側としては、これまでの法案起草支援の成果を踏まえ、カンボジア側にワーキンググループを作る方法が有効であろうと考えましたし、起草支援のワーキンググループのメンバーであり、かつ司法官職養成校で教鞭を執っておられるカンボジアの裁判官の方々もこの考え方賛同してくださいましたが、その他の司法官職養成校関係者の中からは、教官をメンバーとするワーキンググループの設置は、教官個々の責任の所在をあいまいにするとの批判も見受けられました。

そこで、この溝を埋めるために、私が6か月間の任期を終えて帰国した後である昨年9月、司法官職養成校の校長、教務部長及び民事担当教官等を日本に招へいして10日間のカウンターパート研修を実施し、日本における法曹養成制度を紹介をするとともに、JICA本部及び法務総合研究所国際協力部との間でプロジェクト化に向けた協議の場を持ちました。

その結果、多くの点につきカンボジア側と日本側とで問題意識を共有でき、特に、当初1つの壁と思われた教官のワーキンググループ化については、カンボジア側の大きな理解を得ることができました。これは、カウンターパート研修の一環として司法研修所の教官に御講義をお願いし、民事裁判教官室の在り方と役割を紹介していただくという試みが効を奏したものと思われます。

カウンターパート研修後も更にプロジェクトの内容を検討してまいりました。基本的には、先ほど御説明申し上げました原案のとおりですが、特にカンボジア側の教育体制の充実を促進することに重点を置き、教官をワーキンググループ化し、このワーキンググループに対して様々なインプットをすることでその能力を向上させ、さらにはカンボジアにおける実務法曹の能力向上を実現するというアプローチを探ることが一層明確になりました。

なお、教官の能力といった場合、2つの側面があると思います。1つは、まず、やがて立法化される新民法及び新民事訴訟法下における実務についての知識や訴訟指揮を含めた技術を高めること、換言すれば、裁判官としての能力を高めることです。そして、もう一つの側面は、裁判官としての能力を高めることを前提に、カリキュラムの策定や教材の作成といった司法官職養成校教官としてのノウハウを身に付け、向上させることです。プロジェクトにおいては、両側面とも目標として各種の活動に取り組みたいと考えております。

このプロジェクトを成功させるためには、カリキュラムの策定及び教材作成に向けたカンボジア側の主体的な作業が必要不可欠であると思われます。そこで、教官同士が密にコミュニケーションを持ちながら主体的に作業するための組織として、教官によるワーキンググループの設置が必要であり、現在、その準備のため、当部の教官である関根澄子がカンボジアにJICA短期専門家として派遣されております。彼女は昨年11月末にカンボジアに赴任し、司法官職養成校の民事担当教官及び教務部長をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、そのワーキンググループとともに、第1期生前期カリキュラムの見直し作業を行っております。彼女は当部の教官となる前は裁判官でしたから、この任務に最適の人物であると考えております。今は、カリキュラムの見直しのためのブレーンストーミングが終わり、いよいよ

2期生前期カリキュラムの第1次案を策定する作業に入ったところだそうです。

カンボジア側のこのような努力にこたえ、彼らが作成したカリキュラム案、今後作成するであろう教材案について、日本側から有効なアドバイスを行い、さらに要件事実や裁判実務に関するインプットを行うために日本側においても作業部会を設置するため努力している最中でございます。

また、これと並行してプロジェクト形成も最終的な詰めの段階に至っており、今月中には日本・カンボジアの間で合意文書（R/D）を取り交わし、正式にプロジェクトを開始したいと考えております。その後は、カリキュラム策定や教材作成にかかわっていくことになると考えておりますが、司法官職養成校の持続的な発展を考えるとき、次世代の教官を育成することもこのプロジェクトの重要な役割であると思います。そのためには、今後、カンボジア側と協議しつつ、若手の裁判官や検察官の中から将来の教官候補をリクルートして、この司法官職養成校ワーキンググループに加え、両草案の内容とそれらに基づく裁判実務についての知識を深めていただきたいと思います。その知識を各裁判所での裁判実務の運用に役立てていただき、さらに将来はその知識に基づいて、新たな教官として司法官職養成校で教鞭を執っていただき、カンボジアの法曹全体の能力向上に努力していただこうとの構想を持っております。

最後に、正面及びお手元のモニタの写真について御説明いたします。1枚目の写真が王立司法官職養成校の建物で、入口に校名の入った看板が掲げられております。

次の写真は、フランス人専門家が刑法に関する授業を行っている様子です。ここに写っているのが第1期生全員ですから、日本の司法研修所に比べれば大変小さな組織であることがお分かりいただけると思います。

司法官職養成校につきましては以上です。



(司法官職養成校入口の看板)



(司法官職養成校での授業風景)

【矢吹】では、次に、弁護士養成校についてお話ししたいと思います。

日弁連では、この法整備支援のプロジェクトは95年から始めていますけれども、弁護士制度への支援というものを主なプロパーなプロジェクトにしています。その他に、他のプロジェクトへの人材の派遣ということも行っていまして、現在も、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴルと4か国にJICAの長期専門家として弁護士が派遣されています。

お手元の資料の21ページに私のレジュメがありますが、今回の養成校のプロジェクトは、

2002年の7月に裁判官養成校のプロジェクトに先駆けて、JICAの開発パートナー事業という枠組みで実施させていただきました。これは3年間のプロジェクトで、民間に対するJICAのファンド支援ということあります。これに基づいて、2002年から始めたわけです。

プロジェクトの最終ゴールは、適切なトレーニングを受けた弁護士によるリーガルサービスに対する市民のアクセスの確立・拡大ということでありまして、法曹三者が同じようにトレーニングを受け、同じように人数が増えていくということが、まさに当事者主義を基本にする自由主義、民主主義の根幹であろうということから始めたものであります。

目的は4つのピラーからなっておりまして、弁護士養成校への支援、それから、当初、開発途上国の場合にはお金がない、弁護士をお願いする金銭がないということで、法律扶助制度というものが不可欠だという認識から、法律扶助制度の構築を考えましたが、あまりに大きいことなので、養成校の中にリーガルクリニックを設けまして無料法律相談をするということを考えました。その他に、現在の弁護士の方の継続教育、そしてジェンダー問題、この4つを柱にプロジェクトを進めました。

22ページにそれぞれのプロジェクトの中身が書いてありますが、養成校の設立・運営につきましては、主に日本の司法研修所に倣いまして、やはり裁判実務をきちんと理解して、できるようにしてほしいということを申し上げると同時に、実務修習、研修を充実・強化するということをしました。

当初、先方から900時間の講義の要請がありましたが、協議の結果590時間、それも日本の白表紙のようなマテリアルを使いまして、実務を中心を置いた教授方法をするということをいたしました。それ以外にリーガルクリニックにおきまして、毎週、5つのグループに分けまして、それぞれのグループが現実に法律相談を受ける、弁護士と一緒に法律相談を受けるということをいたしました。本年からは法律相談所ができまして、その場所において、より多くの件数を扱えるというふうに期待しております。

特に、弁護士養成校では入学試験、卒業試験の透明性・公平性が重要でありましたので、そのマニュアル作成、それから、オブザーバーの派遣ということに当初傾注いたしました。また、スタッフの本邦研修も行い、両国の法曹養成の違いについて研修をさせていただきました。

そのほか、リーガルクリニックのところに書いてありますが、毎年サマーキャンプを地方で行っておりまして、直接生徒が市民に対して弁護士の役割等を講義するということを行っています。

2003年11月には東南アジア法律扶助会議をプノンペンで法律扶助協会と行いました、これは南南協力といいますか、ベトナム・ラオス・タイ・マレーシア・フィリピンというところから専門家を呼びまして会議をいたしました。その結果、カンボジア政府から毎年5万ドルの法律扶助制度に対する供出という結果が出て、これも1つの成果であろうと思います。

また、弁護士継続教育のセミナーは年4回を平均として行っておりまして、そこに書いてありますように、民訴、弁護士倫理、ジェンダー関係、法律事務所の運営といった弁護士特有の問題も最近行っております。

また、ジェンダーにつきましては、カンボジアではドメスティック・バイオレンスの件数、離婚件数が非常に多くございまして、これに対応できる専門家の育成ということを行っております。また、人身売買もカンボジアでは相当数上がっておりまして、この人身売買をどう禁止するかということに専門家である弁護士が関与できるような体制にしたいと思っております。

本プロジェクトの評価でありますと、今、写真に写っておりますように、これは1期生59名の卒業の際の、卒業証書の授与式であります。

次の写真をお願いします。

それと同時に2期生74名のトレーニングが始まりまして、最終的に、これは入学式の模様で、先ほどローブを着ていたのが卒業生で、白いワイシャツで来られているのが新入生ということであります。いずれも1年の教育期間ですので、それぞれ、入学・卒業式を同時に開催しています。現在3年目で60名の生徒がトレーニングを受けています。その他に、弁護士継続教育のセミナーには毎回100名から150名の弁護士、それから養成校の生徒が参加しておりますので、それも1つの数値的な評価ではないかというふうに思います。



(弁護士養成校卒業証書授与式)



(弁護士養成校入学式)

幾つかの特徴のある点を申し上げますと、まず、NGOである私どもとしては非常に動きがしやすく、例えば、カナダの弁護士会、アメリカの弁護士会、フランスの弁護士会と非常に強い協力関係でこのプロジェクトを進めています。御存じのように日本は、例えば、弁護士と依頼者とのコミュニケーションですか、ローヤリングですか、今ロースクールでやつと始まった科目についてはまだ知識が浅うございます。そこで、そういった点はカナダ、アメリカの専門家が支援すると。ないしは、リーガルクリニックもそうですが、こういった相互補完制度が非常にワークしているということであります。そのために、コミュニケーション、情報の共有、透明性、これがコアなファクターでありまして、毎月、現地のスタッフとカンファレンスコール、それから、カナダ、カンボジア、日本と、3点でカンファレンスコールということを行っています。

今後のことにつきましては、相手のサステナビリティー、自立をどう構築するかということでありまして、相手に押し付けるということはもちろんできないわけですが、よく話し合って一番ベストなプラクティスを構築しようということが重要であろうと思います。また、コーディネーションというのは非常に重要で、先ほどの協力弁護士会も4つになっておりますので、そのコーディネーションと統一したインテグリティーを保つということが必要かと

思います。

最後に、このプロジェクトで重要なファクターは、他の日本の法整備支援のプロジェクトとの協力関係でありまして、1つは司法官職養成校のプロジェクトであります。フランスの制度が基なので、どうしても裁判官・検察官・弁護士が同一の場所で同一の教育を受けるということになっておりませんが、中身において同一になるように協力をしていくこうということを話し合っております。

また、民法・民訴法の立法支援につきましても、既にその法案を頂いて、それを基に学校での教育、それから弁護士の継続教育を行っています。こういった相互補完性が、1つ1つのプロジェクトをより効果のあるものにするということを実感しています。また、財団法人国際民商事法センターにおきまして多岐にわたる資料がありまして、その利用も私たちのプロジェクトにとって大変効果のあるものであります。

最後に、日本側の専門家の育成ということが非常に重要であります、私どもチームメンバー約25名、講師も含めますと40名がプロジェクトに参加しています。毎年延べ30人が現地に行って、毎月1、2回だれかが行っているということになりますが、こうした人たちが興味を持ち、ないしはある程度専門性を持って、また、長期専門家等になっていただくということが、私たちのプロジェクトのもう1つの目的であります。

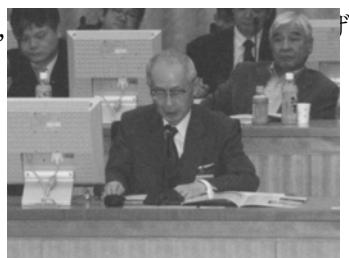
以上、御報告いたします。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。

質疑応答・自由討論

【司会（廣上）】 それでは、これから質疑応答と自由討論に入りますが、時間が押しておりますので、わずかな時間しかございませんが、皆様の活発な御発言を期待いたします。

それでは、まず初めに司会の方から御指名をさせていただきたいと思いますが、星野英一先生から、昨年、中国で開催されました中日民商法研究会の主催するシンポジウムに関するお話を聞いていただけるということを伺っていますので、この機会にお願いしたいと思います。

【星野】 ありがとうございます。時間が迫っておりますので、たいと思います。

今、御紹介がありましたようなことで、私は、昨年の11月にも中国に参りました。青島（チナタオ）におきまして、今お話をいただいた中日民商法研究会、これは昨年もちょっと御紹介いたしましたけれども、日本に留学した中国の方で、向こうで学者になっている方が主になり、弁護士その他の実務家が集まって作った会でして、会長は梁慧星先生、社会科学院において、現在、民法編さんの中的な役割を果たしておられる方であります。今回はその特別会のようなもので、テーマは、

「中・韓・日民法制度同一化の探求」、要するに3国の民法の統一を少し考えたらどうかという、非常に大きく、勇ましいものでした。なぜこうなったかと申しますと、御存知の方が多いと思いますけれども、国際交流基金では、外国の学者がそこで日本研究のシンポジウムをするというプロジェクトに対してお金を出す制度があります。その場合には、日本からも呼ばれます。こういうテーマで申請して通ったものですから、開催されたということです。

私は基調報告を求められたので、世界における私法の統一あるいは地域的な私法統一、ヨーロッパなどにもございますが、その全体を概観し、民法のどの部分が統一に適するか適しないかといった田中耕太郎先生の『世界法の理論』以来、研究がなされている問題で、現在でも世界的に議論されている問題について話しました。

ところが、後の発言者がいろいろ大変盛り上がってしまいまして、そこでは、例のウイーン条約、つまり国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が原案を作りました「国際物品売買契約に関する国連条約」のようなものを我々も作るべきではないかという見解が多く述べられました。これは日本はまだ批准をしておりませんが、中国は批准しています。さらに、ヨーロッパ、EUにおける統一法が引き合いに出されまして、東北アジア3国もこういった統一法を作るべきではないか、その検討を始めるべきだという見解が多く述べられました。

本年も6月に例会があります。中日民商法研究会は6月に例会をやりますが、中国では民法を編さん中ですから、それに関係するテーマが扱われることが多いのです。このほか、韓国でこの問題を取り上げて、国際的研究会を開いていると聞いております。今日、東北アジアの経済的・政治的な共同体が話題に上がっておりますが、統一法の問題は、本連絡会が扱う事項の範囲外でございますけれども、御参考までに申し上げておくのがいいのではないかと考えました。

なお、ついでにこれに関連いたしまして、私が申し上げるのは適當ではないのですが、神戸大学の21世紀COE（センター・オブ・エクセレンス）、これは文部科学省の予算によつていろいろな大学が行う大きなプロジェクトでありますけれども、そのプロジェクトによる神戸大学の「アジア市場における持続可能な競争秩序の多様性に向けて」というシンポジウムが昨年11月にありますて、競争法の3国統一は必要ないし望ましいことであるという意見が韓国の学者及び中国の学者から出されました。しかも、その中国の学者と韓国の学者が、どちらも一流の、その問題に関するトップの学者ですが、時期についてだけ意見が一致しなくて、中国の学者は早速にでも検討を始めるべきだと言われました。中国において競争法はまだ不備ですが、とにかくこういうものをやっておかないと、自分の国の法律を作る前に統一法があった方がいい、作った後で統一に入るというのは煩雑ということもあるのではないかと思いました。

韓国の方は、それぞれの国民のメンタリティーが若干違うからあまり急にはできないだろうということを言っておりましたけれども、いずれにしましても、市場経済の基礎法である競争法と民法との両者について、学者の見解の一致があつたのは、非常に注目すべきことではないかと思いますので、御報告させていただきたいと思った次第です。

それに関連いたしまして、1つ問題を提起させていただきたいのですが、法整備支援事業

というものの厳密な定義は私にも分からぬのですが、多くの場合には相手国の政府レベルの機関の要請を受けたり、そうでなくとも、先ほど NGO のお話がございましたけれども、何らかの団体と団体、多くは政府レベルが関連するものが中心だと思われます。しかし、「法整備支援」というパンフレットの9ページを見ると、協力機関という名前でいろいろなものが出ております。ほかに、国際民商事法センターが関係するものもちろん入るでしょう。さらに個人レベルで相手国の準備中の立法に関する意見を求められて、会議やシンポジウムで報告することが、私が知る限りかなりたくさんございます。私自身もそういう機会がありましたが、はっきりした例というのは、京都大学の北川善太郎教授が中国の契約法の立法に際して全人代から意見を求められて、そこで同氏の述べた意見が非常に重要であったと聞いております。

そこで、これらの国々に対する個人レベルの意見の開陳は、散発しているのですが、やはり情報として、皆さん知つておくことがいいのではないか、どこかでそういう情報をきちんとまとめておくことがいいのではないかと考えました。先ほどお話がありましたけれども、なかなかその連携がつかないということがございます。今日の御報告を伺っていても、これは九州大学の吉村さんのお話にもありましたが、散発的に日本的人が行っていたけれども、それとの連続性がつかなかつたとおっしゃいました。

これは非常にもつたいないことだと思うのです。縦の連絡、横の連絡というのでしょうか、そういうものがあった方がいいと思います。もちろん、情報を自分のところへ取り込む傾向があります。どちらにしても、もう少し連携して情報を共有した方がいいなと思います。そこで、個人レベルにおけるこういった協力というものをどのように扱うか、少なくとも情報を少し集めておくことが望ましいでしょう。どこでそれをやるのかということも難しい問題ですが、そんなことをこの機会に考えましたので、この点につきましても、皆様方に今後お考えいただいたらよいのではないかと思いまして、発言させていただいた次第です。

どうもありがとうございました。

【司会（廣上）】 星野先生、どうもありがとうございました。

星野先生から最後に問題提起をいただきました点についてでありますけれども、我々も、法整備支援事業というのは、いろいろな関係機関や関係者の方の御努力によって行われてきているものというふうに考えておりますので、個人レベルで御活躍されている方も、是非、こういった連絡会に参加いただいて、情報の共有あるいは交換をしていくことは重要であると思っています。ですから、皆様の方でも、そういった活動をされている方を御存じでおられれば、是非お声をかけていただいて、御協力いただければというふうに思っております。

星野先生の御発言にコメントがお有りの方がありましたらどうぞ。

【足立】 関東学院大学の足立です。

私は、JJL（日本カンボジア法律家協会）という、桜木和代弁護士と木村晋介弁護士が共同代表を務めているNGOの一員であります。その関係で、プノンペン大学やノートン大学で法曹教育を行っております。

今日の、人材育成に関して言いますと、法曹教育の大切さというのはよく分かります。し

かし、その原点である大学教育における法曹教育をどうするのだろうかということをもう一度、そこまで考えていただきたいというのが1つと、それから、私は一昨年の7月29日でしたか、現在、司法大臣をやっておりますアン・ボン・ワッタナ、当時の次官ですが、彼と個人契約、メモランダムを結びまして、少年法を作つてほしいということでしたので、私個人で数人で、立法支援日本委員会というものを作りまして、今そこで、是非、数年かからないうちに、なるべくよりよい少年法をカンボジアのために作ろうと思って頑張っているところです。

以上です。

総括及び所感

竹下守夫 駿河台大学学長・一橋大学名誉教授

【司会（廣上）】 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、残り時間もわずかになりましたけれども、これまでの御報告、御講演などにつきまして御意見等ございましたら、お願いします。

時間が迫っておりますけれども、この段階で御発言等をなされる方がおられませんようですから、これをもちまして質疑応答及び自由討論を終わりたいと思います。

ここで、竹下守夫先生にこの会議を総括していただきまして、御所感をいただきたいと思います。皆様には竹下先生を改めて御紹介するまでもないと思いますけれども、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授でおられます。また、法整備支援に関しましては、我が国がカンボジアの民事訴訟法の起草支援を行っておりますカンボジア民事訴訟法作業部会の会長もされておられます。

それでは、竹下先生、よろしくお願ひいたします。



紹介いただきました竹下でございます。本日の連絡会の総括をお引き受けいたしました。大変充実した内容で、適切に総括できるかどうかわかりません。感想程度のことを申し上げて責めを塞がせていただきたいと思います。

法整備支援の領域は、大きく分けますと、法典整備支援と人材養成支援の2つになると思いますが、このような法整備支援が、現在の我が国で最も組織的に、JICAおよび法務省法務総合研究所国際協力部を通じて行われている対象国は、ベトナムとカンボジアであるといって差し支えないと思います。本日の連絡会では、ちょうど、法整備支援の領域の面でも中心となる法典整備支援と人材養成支援の問題が取り上げられ、また対象国の面でも中心的なベトナムとカンボジアが取り上げられ、それぞれどのような内容の支援が行われてきたのかについて、充実したご報告がありました。

冒頭、ベトナムのフォン最高人民裁判所副長官——もうお帰りになりましたが——の講演がありまして、それに引き続き、休憩前にフォン副長官に対する質疑を中心とした討論が行

われました。私どもが、翻訳を通じて、今回新しくできたベトナムの民事訴訟法について抱いていた印象ないし疑問が、フォン副長官の本日の討論の過程でのお答え、説明によって、かなり修正された部分もあり、また、よく理解ができるようになったところもあると思います。あれだけたくさん質問に、独りでかなり長時間にわたってお答えになり、我々の理解・認識を深めてくださったことに対して、私としては大きな敬意を表したいと思います。

次に、休憩前の、ベトナムの民事訴訟法典整備支援につきましては、吉村教授と井関教授とから御報告がございました。既に予定の時間を過ぎておりますので、大変失礼ながら、その内容を要約することは省略させていただきたいと思います。お二人の御報告によって、相當に限られた条件の中でお二人が最大限の努力をされ、日本側の多岐にわたる提言がベトナムの新民事訴訟法典にかなりの範囲で取り入れられたという事情がよく分かったと申せましょう。ただ、お二人の御報告は、また幾つかの問題を提起しておられるように思います。ここでは、特に次の3点を取り上げたいと思います。

第1は、被援助国(ベトナム)の政治体制と法整備支援の理念にかかわる問題でありまして、私どもとしましては、法整備支援をする場合には、被援助国(ベトナム)の民主的法治国家体制といいますか、あるいは法の支配の妥当する民主国家体制を確立するために法典の整備・人材の養成を支援することを、究極の目的あるいは理念としているわけでありますけれども、現実には必ずしもそういう国だけが被援助国になるわけではありませんし、また、そういう国だけに限ってしまうことは相当ではないと思われます。そうなると、どうしても相手国(ベトナム)の政治体制からくる日本側の努力の限界があつて、これをどう打開していったらよいかという問題が生じます。本日のお二人の報告は、この問題を提起しているように思います。その象徴的な例が、井関教授の報告にありました監督審の問題であります。ベトナム民事訴訟法第18章第282条以下にある制度でありますが、井関教授の報告にありましたように、この制度は、確定した判決・決定に重大な法令違反がある場合に、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院検事総長の申立てによってその取消しを認めるというものです。しかし、訴訟の当事者には申立権もないし、監督審の手続きで弁論権もない。また、第283条第1号によりますと、「判決・決定の結論が、事件の客観的詳細と矛盾している。」ということも申立事由になるようあります。もちろん、ベトナム国民の法意識、この制度の歴史的・文化的背景などが分かりませんから、軽々に論ずることはできませんが、法文の上からみると、個人の尊厳に基づく当事者の手続権の保障という民主国家の民事訴訟法で広く認められている法原則と調和しがたいように見えますし、場合によっては、裁判官の職権の独立性の侵害も危惧されるようでもあります。それにもかかわらず、日本側からの修正を求めるコメントは、最高人民裁判所の草案には取り入れられたが、結局、国会では拒否されたということでありました。

吉村報告と井関報告の提起する問題の第2は、吉村教授の言われる論点提示方式で被援助国(ベトナム)が我々の助言を求めてきた場合の対応であります。吉村教授、井関教授御自身が指摘されておられるように、特定の事項についてだけ問題を切り出してきて、これについて助言あるいは意見を述べてほしいと言われましても、的確な助言をする、あるいは意見を述べるのに限界があります。その事項が取り上げられるに至った背景なり、さらに、その基本にあ

る被援助国の立法方針なりが分かりませんと適切な助言はできないということになります。そこで、この問題にどう対処するかが、我々の課題になると思います。これに関連して、吉村教授からは、さらにその特定の同一事項について、日本以外の支援国にも助言を求めるという例があり、複数の援助国からの助言が相互に矛盾するという事態が生じたとの問題も指摘されました。前回の、この連絡会で取り上げました援助国相互のコンフリクトの問題は、例えば、民法起草の援助国と土地法起草のそれとが異なるために生ずる抵触問題でありましたが、吉村教授の御指摘は、それとは異なり、同一の事項について複数の援助国に助言を求め、被援助国が提出された助言の中から最も良いないし好都合と考えるものを選択するということの相当性であるように思われます。

吉村報告・井関報告の提起した問題の第3は、ただいまの星野先生の御指摘にもございました、日本側の支援体制の継続性であります。ベトナムでは、吉村・井関両教授の前に日本側の法整備支援活動が行われていたのに、その支援の成果が引き継がれなかつたということであり、誠に残念に思います。

さて、そこで、これらの問題にどう対処すべきかが、今後の法整備支援の課題となるわけでありまして、いずれも慎重な検討を必要とする問題であると思います。ただ、差し当たりこの場で感じましたことを申せば、このうち、第1の被支援国の政治体制に由来する限界は、最も解決が困難な問題であることは確かでありますが、しかし、社会主義体制と申しても、冷戦の時代とは異なり、現在では、経済面では市場経済を目指しており、その意味では相対的であります。本日のベトナム民事訴訟法を巡る討論でのフォン副長官の説明や質問に対する回答、また、それに対するフロアの皆さんからの御発言等を伺っておりますと、一見解決が難しい問題のように見えながら、しかし、支援国としての日本側でするべきことはいろいろあるように思われました。1つは、北海道大学の佐藤（賢）教授から御指摘がありましたように、司法の中核をなす民事訴訟を取り巻く司法的環境あるいは訴訟制度のインフラとでも言うのでしょうか、例えば、弁護士制度であるとか法律扶助制度であるとか、そういうインフラ整備の支援にまで目を配っていけば、打開の道があるようになります。またさらに、取り分け当事者主義の問題に関して申せば、そもそも被援助国の実体法上私的自治の原則なり個人の尊厳の理念なりがどこまで確立しているかということと切り離して、訴訟手続上の当事者主義を実現することは困難ですが、実体法の整備や人材養成支援を通じて個人の尊厳の理念の確立を側面的に支援して行けば、解決の道がないわけではないと思う次第であります。

第2の論点提示方式の問題であります、神戸大学の金子教授の質問や、それに対してフォン副長官が答えておられたところを併せ考えますと、この点についても、こちら側が最初に援助協定を結ぶ段階で、相手方のどういう組織をカウンターパートとするかについて慎重に配慮する。それから、協定を結ぶ際に、どういう形でこちら側としては援助をするかをあらかじめ協定の内容に盛り込んでおくという方法もあり得るのではないか。そのようなことによって、解決の糸口を見出せるのではないかと思ったところでございます。

それから、第3の日本側の支援体制の継続性の問題につきましては、JICA 及び法務総合

研究所に今後十分に配慮していただき、法整備支援の実施主体が交代する場合の引継体制を作っていただきたいと思います。

以上が、本日の連絡会の前半のまとめであります、休憩を挟んで後半は、カンボジアの法律家養成支援につきまして、矢吹弁護士と三澤教官とから報告がなされました。こちらも、内容の要約は省略をさせていただきたいと思います。

三澤教官の報告で指摘された問題として、被支援国自身が法曹養成の組織なり体制なりを作り出すことを、日本側として支援することが必要であるという点が重要であると思います。三澤教官の言われたところによりますと、日本の支援領域を民事法の分野に特化するとして、司法官職養成校の教官グループのワーキンググループ化とでもいうのでしょうか、司法官養成校の教官になっておられるカンボジアの裁判官・検察官は、既に相当質の高い法曹となっているのですが、組織化されていないので、日本側でアドバイスして、後進を指導するための組織としてまとまりをもたせ、教官としての資質向上を図る。そして、自らカリキュラムを策定し、更に教材を作り出すという、そういう能力を高めていく。さらに、その上で次世代の教官の養成というところまで目配りをしていく必要があるだろうという御指摘であったように思います。私も、カンボジアの法整備支援に関与いたしておりますが、その経験に照らしましても、誠に的確な御指摘であると思います。

それから、矢吹弁護士は、御承知のように、いわば NGO レベルでの弁護士養成という非常に困難な問題に、日本弁護士連合会の法整備支援プロジェクトの責任者として長年かかわってこられました。今日のお話を伺っても、NGO という立場で、よくここまでおやりになつたと、おそらく聞いておられた皆様方も思われたのではないかと思います。ベトナムについても同じ問題が提起されましたように、これまで人材養成となりますと、司法の直接の担い手である裁判官・検察官の養成に力が注がれ、なかなか弁護士の養成にまでは援助の手がまわらないということになるわけですけれども、被支援国の司法を健全に発達させる、そして、先ほども申しましたように、民主的法治国家体制の確立を終局の理念として法整備支援を進めようとしますと、弁護士の養成も不可欠の課題であります。その意味で、矢吹弁護士がリーダーとして、この課題につき、NGO の立場で大きな成果を上げられたことに対し、私としては敬意を表したいと考える次第でございます。

本日の連絡会全体を振り返ってみると、法整備支援は相手国に応じた配慮が必要である、あるいは、ODA は相手国の自助努力を前提とした支援であると言われており、一般論としては、これらの命題は、全くそのとおりと肯定されるわけでございますけれども、具体的な事案について考えてみると、ベトナムの場合もカンボジアの場合も、それぞれ意味は異なっているにせよ、等しく困難な課題を抱えていることが、改めて確認されたと思うのであります。先ほども申しましたように、私も、カンボジアについては民事訴訟法典起草支援に関与し、常日ごろから様々な困難を経験してまいりましたが、ベトナムの状況を伺つてみると、それぞれに難しい問題があるということを実感したところでございます。

そのような意味で、法整備支援の課題はまだまだたくさんあると思いますけれども、このような連絡会の場で、いろいろなかかわり方をしておられる皆さんが一堂に会して、お互い

の経験あるいは情報等を交換し、時には意見を闘わせて課題の解決に取り組んでいくということが、大変重要なのではないかと考える次第でございます。

以上、感想としては少しく長くなりましたが、これで総括に代えさせていただきたいと思います。御清聴、ありがとうございました。

【司会（廣上）】 竹下先生、どうもありがとうございました。

本日は、御講演、御報告の先生方には大変有意義なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。また、参加者の皆様には、限られた時間ではございましたけれども、御活発な御質問、御意見をいただきまして、充実した会議になったと思っております。

それでは、これをもちまして第6回法整備支援連絡会を終了したいと思います。

皆様、長時間、ありがとうございました。

(閉会)